

平成29年度
久留米市障害者地域生活支援協議会
第5回 障害者計画等策定検討部会 次第

【日時】平成30年1月17日（水）14：00～

【会場】久留米市庁舎 3階 305会議室

1. 挨拶

2. 議事

(1) 議事1 次期「久留米市障害者計画」(素案)について

(2) 議事2 次期「久留米市障害福祉計画及び障害児福祉計画」(素案)
について

3. その他

第3期
久留米市障害者計画
(素案)

2018年度～2023年度

2018年1月
久留米市

もくじ

第1部 計画の概要	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制と過程	3
第2章 障害者を取り巻く現状	5
1. 障害者に関わる法制度の動向	5
2. 障害者の動向	6
3. 障害者(児)生活実態調査などからみた現状	6
4. 第2期計画の進捗と課題	8
第2部 計画の基本的な考え方	9
第1章 計画策定の視点	9
第2章 計画の基本理念	12
第3章 計画の基本目標	13
1. 壁をなくし認め合って生きるために	13
2. 安全と安心のために	13
3. 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	14
4. 自立して暮らし続けるために	14
5. 生きがいを持って自分らしく生きるために	15
第4章 施策の体系	16
第5章 重点施策	17
第6章 障害者福祉施策における成果指標	19
第3部 計画の展開	21
第1章 壁をなくし認め合って生きるために	21
1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実 重点施策	21
2. 情報アクセシビリティの向上	23
3. 障害者にやさしいまちづくりの推進	25
第2章 安全と安心のために	27
1. 差別の解消・権利擁護の推進 重点施策	27
2. 防災・防犯対策の推進 重点施策	29
第3章 支援が必要な子どもの 発達支援と保育・教育の充実のために	31
1. 障害の早期発見・早期対応	31
2. 療育・保育・教育の切れ目のない支援 重点施策	32
3. 療育の充実	34
4. 学校教育の充実	37

第4章	自立して暮らし続けるために	39
1.	一般就労の促進	39
2.	福祉的就労の充実	41
3.	就労支援の充実	42
4.	住まいの確保と居住支援の充実 重点施策	44
5.	在宅福祉サービスなどの充実 重点施策	46
6.	外出支援の充実	48
7.	経済的支援の充実	50
8.	相談支援体制の充実	51
9.	保健サービスの充実	52
10.	医療サービスの充実	53
第5章	生きがいを持って自分らしく生きるために	55
1.	日中活動の促進	55
2.	スポーツ・文化活動への参加促進	57
3.	社会教育の充実	58
4.	地域活動や国内外交流の促進 重点施策	60
5.	ボランティアなどの育成・活動促進	62
第4部	計画の推進	64
第1章	計画の進行管理	64

第1部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市は、2006（H18）～2013（H25）年度を計画期間とする「第1期久留米市障害者計画」（以下、「第1期計画」という。）、2014（H26）～2017（H29）年度を計画期間とする「第2期久留米市障害者計画」（以下、「第2期計画」という。）に基づき、市民や地域の関係機関等と協議・連携しながら、障害者福祉の推進に取り組んできました。

この間、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、国では、2007（H19）年度に署名した「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」の批准に向け、2009（H21）年度から当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、「障害者基本法」をはじめ、障害者基本法の内容を具体化する重要な法律を相次いで成立・改正し、障害者福祉施策全体の向上を図っています。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるなど、地域共生社会の実現に向けた新たなまちづくりが進められている中、2017（H29）年度、障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」の策定が進められており、今後5年間の国による障害者支援施策の基本的方向が明らかになっているところです。

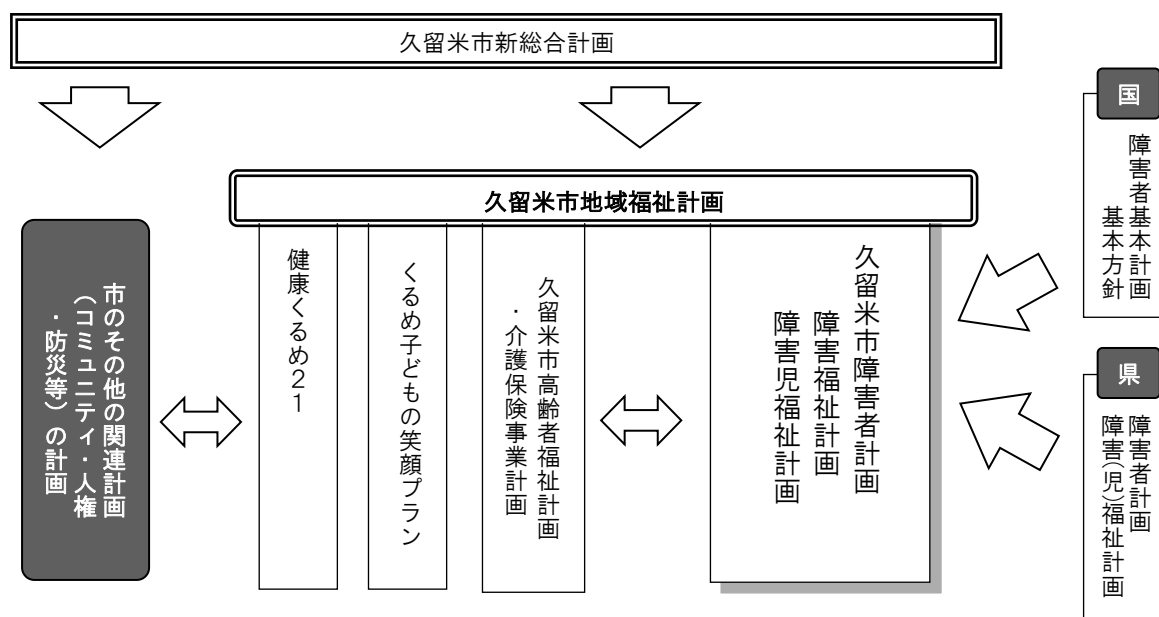
こうした中、法制度以外の社会情勢に目を向けると、少子高齢社会・人口減少社会の本格化や地域情勢の変化、九州北部豪雨や熊本地震など身近な地域での大規模災害の発生など、障害者の暮らしに大きく影響する事象が発生しており、障害者の安全・安心な暮らしの確保がより重要な課題となっています。

本計画は、こうした障害者を取り巻く様々な社会環境の変化や、本市の第2期計画の取組状況等を踏まえ、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進するために策定します。

2. 計画の位置づけ

- ◆この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- ◆この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。

計画の位置づけ（イメージ）



3. 計画の期間

この計画は、長期的かつ継続的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第4次）」（計画期間：2018（H30）～2022年度）や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、2018（H30）～2023年度までの6年間を計画期間とします。

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
久留米市障害者計画（第1期計画）【2006-2013】		久留米市障害者計画（第2期計画）【2014-2017】				久留米市障害者計画（第3期計画）【2018-2023】					
久留米市障害福祉計画（第3期計画）【2012-2014】		久留米市障害福祉計画（第4期計画）【2015-2017】				久留米市障害福祉計画（第5期計画） 久留米市障害児福祉計画（第1期計画）【2018-2020】		久留米市障害福祉計画（第6期計画） 久留米市障害児福祉計画（第2期計画）【2021-2023】			

4. 計画策定の体制と過程

(1) 計画の策定体制

- ◆この計画は、本市の障害者支援等について検討・協議を行う「久留米市障害者地域生活支援協議会」の下部組織として、障害者の当事者団体や障害者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募市民、学識経験者などで構成する「障害者計画等策定検討部会」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。
- ◆また、市内の検討組織として「久留米市障害者計画等策定推進会議」等を設置し、検討部会の協議内容等も踏まえて、関係部局間の調整を行いました。
- ◆なお、計画策定にあたっては、アンケート方式による障害者(児)生活実態調査をはじめ、関係団体へのインタビュー調査やアンケート調査、市民説明会、パブリック・コメントにより、障害者やその家族などの当事者、支援者、その他の市民の意見の反映に努めました。

(2) 当事者・市民意見の反映手法

① 障害者(児)生活実態調査

障害者の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、2017(H29)年1月～3月に、身体・知的・精神障害者(児)、難病患者、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者を対象とした3種類のアンケート調査を実施しました。

② 関係団体等への実態調査

障害者(児)生活実態調査を補完する調査として、身体・知的・精神・発達障害の当事者団体へのインタビュー調査とともに、難病や高次脳機能障害、引きこもりなどの当事者団体や、障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体(金融、交通、商業施設、文化施設、就労支援機関、保育・教育機関など)へのアンケート調査を実施しました。

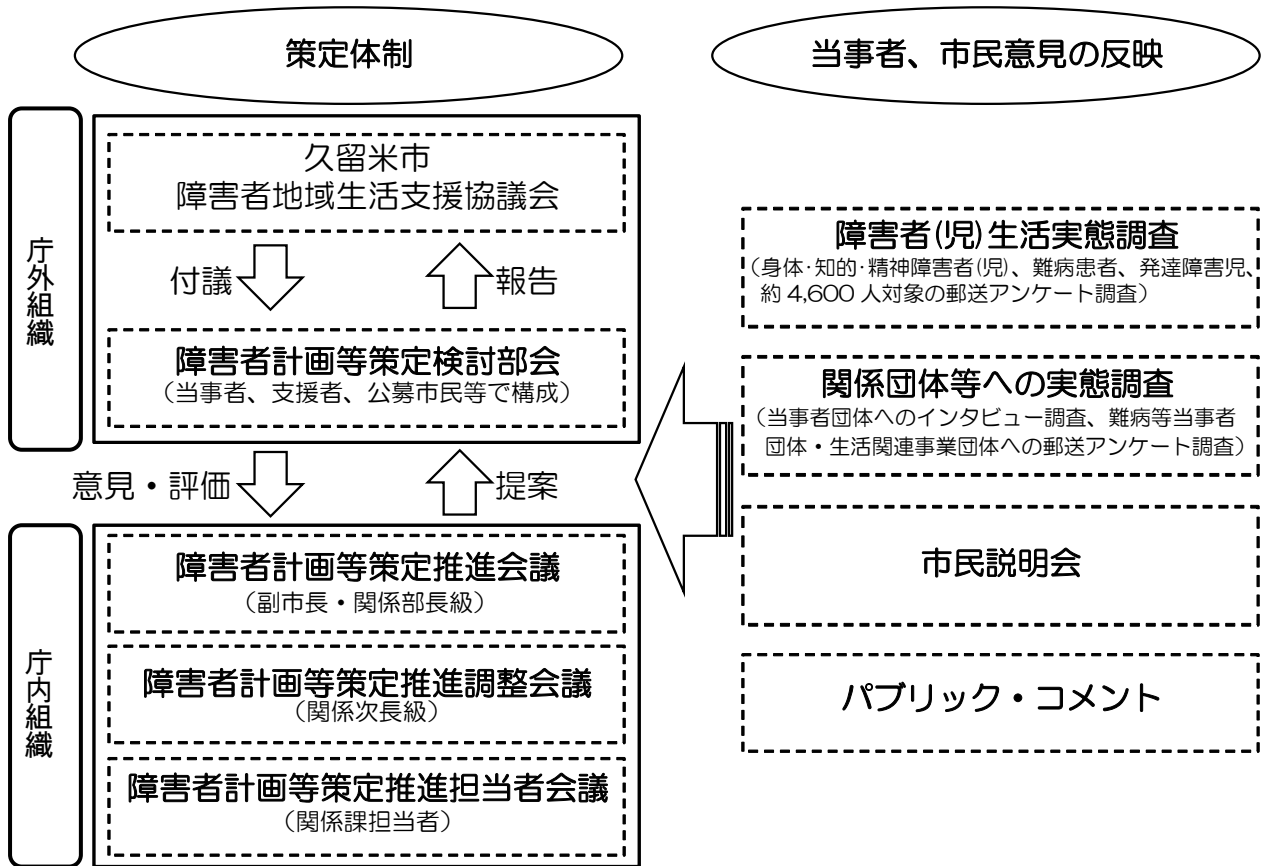
③ 市民説明会

2018(H30)年3月3日(土)に本計画に関する市民説明会を開催します。説明会では、障害者(児)生活実態調査の結果や第2期計画の進捗状況・課題、本計画の素案などを報告し、意見を聴取します。

④ パブリック・コメント

2018(H30)年2月16日(金)から3月19日(月)までの間、計画素案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続(パブリック・コメント)」を実施します。

計画の策定体制および策定過程（イメージ）



第2章 障害者を取り巻く現状

1. 障害者に関わる法制度の動向

わが国は、2009（H21）年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間に障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者関連制度の改革を推進してきました。

特に、2011（H23）年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、新たな障害者福祉施策の推進に向けた基本方針が整理されました。その後、基本法の内容を具体化するための関連法の成立やニッポン一億総活躍プランの閣議決定、基本法に基づく国の基本計画（障害者基本計画〔第4次〕）が策定されています。

図表 障害者福祉施策に関わる主な動向

時期	事項	概要
2007. 9	障害者権利条約に署名	障害者に関する初めての国際条約
2009.12	障がい者制度改革推進本部の設置	障害者制度改革に向けた取組の開始
2011. 6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
2011. 7	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
2012. 6	障害者総合支援法の成立	障害者自立支援法の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
//	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設などへの物品等の需要の増進
2012.10	障害者虐待防止法の施行	
2013. 4	障害者総合支援法の施行	
//	障害者優先調達推進法の施行	
2013. 6	障害者差別解消法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の差別禁止の概念の具体化 ・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の提供
//	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
2014. 1	障害者権利条約の批准	
2016. 4	障害者差別解消法の施行	
2016. 5	成年後見制度利用促進法の施行	国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
2016. 6	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・地域共生社会の実現
2016. 7	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
2016. 8	発達障害者支援法の改正	発達障害者支援地域協議会の設置
2018. 4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障害児に対する支援

2. 障害者の動向

(1) 障害者手帳所持者等の状況

- ◆身体障害者手帳所持者数は、第2期計画策定時（2013（H25）年度）以降、減少傾向にあります。一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、近年増加傾向にあります。（身体障害者手帳所持者 0.9 倍、療育手帳所持者 1.2 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者 1.2 倍）。
- ◆精神障害者については、自立支援医療（精神通院医療）受給者も増加しています（1.2 倍）。

(2) その他の障害や難病の状況

- ◆幼児教育研究所の相談件数や通級指導教室の利用人数は増加傾向にあり、発達障害などをはじめとした、発達面での支援が必要な子どもが増えていることがわかります。
- ◆特定疾患医療を受給している難病患者も増加しており、2016（H28）年度で 2,300 人を超えており、潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患やパーキンソン病などの神経・筋疾患などの患者が多くなっています。

3. 障害者(児)生活実態調査などからみた現状

(1) 障害者への理解・差別の現状、虐待の現状

- ◆差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は依然として多く、特に知的障害者・精神障害者では3割を超えています（3障害、難病、発達）。
- ◆障害者理解のための啓発として、難病患者は「難病患者の生活についてマスコミを通じた周知」、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者は「学校での福祉教育の充実」が市民理解向上に必要と考えています（難病、発達）。
- ◆全体では、虐待を受けた可能性がある人が1割近くを占めていますが、精神障害者では 22.1%と高くなっています。また、虐待を受けたときの相談先は、「家族」が最も多くなっています（3障害）。

(2) 災害に関する現状

- ◆災害に対する備えをしていない人が8割近くを占めています（3障害）。
- ◆約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しており、特に知的障害者では半数近くを占めています（3障害）。
- ◆災害時に不安なこととして、「正確な情報が流れてこない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」などが上位にあがっています（3障害）。

(3) 子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- ◆少なくとも約6割の保護者が、通園や通学をするにあたって何らかの困りごとを抱えています（3障害）。
- ◆18歳以降の進路を決めかねている人も多く、15～18歳でも約4人に1人が進路を決めかねています（3障害）。
- ◆発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の半数以上の方が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っています（発達）。
- ◆教育に関する要望では、教職員への障害児支援に関する研修・啓発の充実を求める人が多く、特に発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者では6割強と特に高くなっています（3障害、発達）。

(4) 雇用・就労の現状

- ◆就労者の割合（一般就労と福祉的就労を合わせた割合）は、最も高い50歳代でも4割程度に止まります（3障害）。
- ◆就労している人の仕事上の悩み・困りごとは、「収入が少ないこと」が最も多くなっています（3障害）。
- ◆障害者が働くために必要な条件については、「周囲が自分を理解してくれること」「障害にあった仕事であること」「勤務時間や日数を調整できること」などが上位にあがっており、障害特性に応じた就労環境・条件整備が求められています（3障害）。

(5) 家族による介助や生活課題の抱え込みの現状

- ◆主な介助者は配偶者や親等の家族が約6割を占めるなど、家族が障害者の身の回りの支援の中心を担っている状況ですが、ヘルパーの利用も増えています（3障害）。
- ◆生活上の困りごとを相談する相手も「家族・親族」が半数を超えており、相談相手の中心となっています（3障害）。

(6) 地域活動の現状

- ◆障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、地域との交流が少ない状況となっています（3障害）。
- ◆地域活動等への参加にあたっての妨げとなるものとして、「健康や体力に自信がない」「どのような活動が行われているか知らない」「コミュニケーションが難しい」「一緒に活動する友人・仲間がない」が上位にあがっており、身体的な問題に加え、地域との関係性の不足が、地域活動に参加しない原因となっています。

■調査対象について

表 記	調 査 対 象
3障害	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院制度）利用者
難 病	特定疾患医療受給者証所持者（身体障害者手帳所持者除く）
発 達	発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者

4. 第2期計画の進捗と課題

第2期計画は、「誰もが その人らしく 暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、その実現のため5つの基本目標と11施策分野を設定し、161の施策に取り組んできました。これらの施策について、計画した施策目標に対する実施状況や課題を所管課において総括するとともに、4段階の達成度評価基準に基づき、各所管課で達成度の自己評価を行いました。その結果、全体の8割を超える施策でほぼ目標を達成（評価S・A）できていますが、その一方で目標達成に至らなかった施策も一部ありました。

この計画では、これらの第2期計画の進捗と課題を踏まえた取組が必要です。

図表 第2期計画の進捗と課題

基本目標	分野	達成度評価（施策数）							第3期計画策定にあたっての 主な課題など
		全体	S	A	B	C	(再掲) S+A	S+A の割合	
1	1 啓発・広報	26	2	20	4	0	22	85%	●ノーマライゼーション・差別のないまちの実現のため、長期的・継続的な啓発活動
	2 生活環境	15	0	11	4	0	11	73%	●民間企業や市民を巻き込んだ取組
2	3 権利擁護	8	0	7	1	0	7	88%	●更なる相談支援体制の充実・周知 ●各種機関との恒常的な連携の仕組みづくり
	4 防災・防犯	14	0	9	5	0	9	64%	●障害者を災害や犯罪から守る取組強化
3	5 療育・保育	17	3	14	0	0	17	100%	●障害児の暮らしや学びを多角的長期的に捉えた柔軟で継続的な支援
	6 教育・育成	19	3	15	1	0	18	95%	
4	7 雇用・就労	13	2	10	1	0	12	92%	●障害者就労定着の視点での支援
	8 生活支援	22	4	13	4	1	17	77%	●社会資源の開発や支援体制の充実
	9 保健・医療	7	0	5	1	1	5	71%	●障害者が利用しやすい環境づくりや周知活動
5	10 日中活動	7	1	5	1	0	6	86%	●重度障害者の行き場の確保
	11 社会活動	13	0	11	2	0	11	85%	●障害者の社会参画を促す取組
全体		161	15	120	24	2	135	84%	

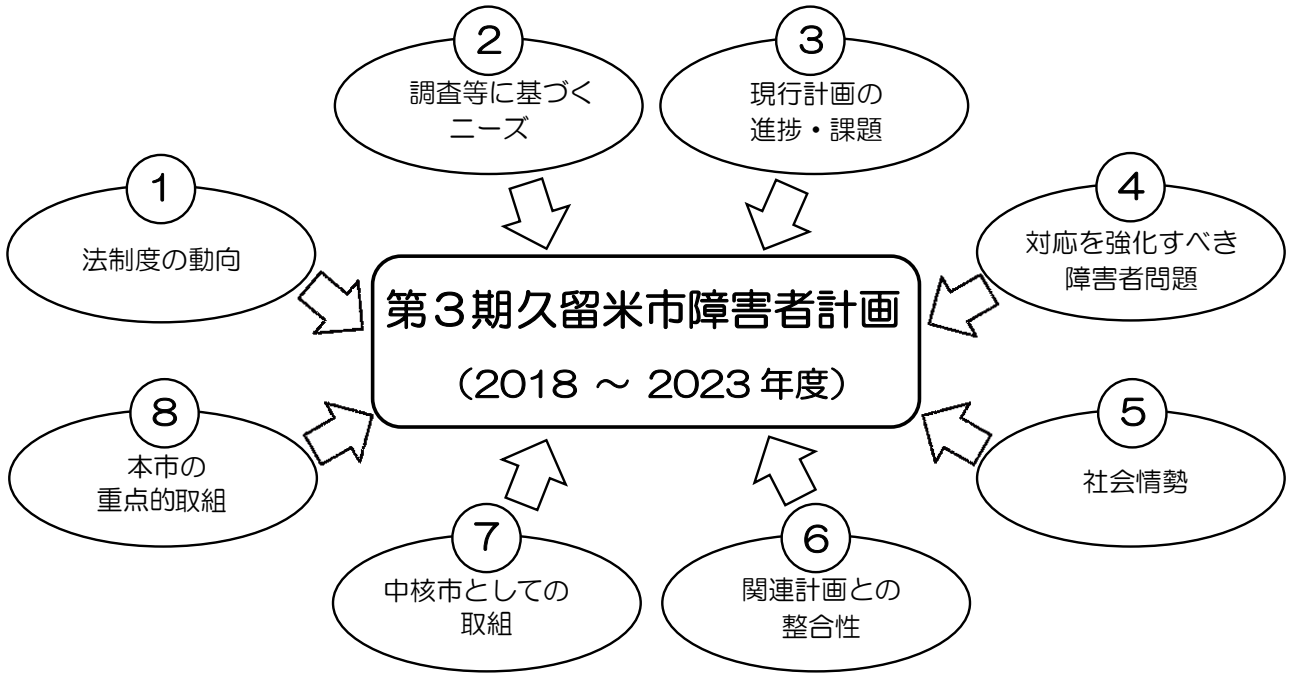
〈達成度評価基準〉

S	目標を上回った、あるいは高い成果が得られた。（100%以上）
A	ほぼ目標は達成した。（80～100%程度）
B	目標の達成に至らない、成果が出るまで時間を要す。（60～80%程度）
C	取組に着手できなかった、あるいは施策内容を見直したため目標が達成できない。

第2部 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の視点

この計画の策定にあたっては、第1部で整理した国の法制度改革などの動向や、障害者(児)生活実態調査などの各種調査で把握した市民ニーズ、第2期計画の進捗と課題をはじめとした、以下の8つの視点を考慮しました。



視 点	内 容
1 法制度の動向	現行計画策定後の関連法制度改革への対応(障害者基本法等)、障害者への差別禁止・合理的配慮の提供、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現
2 調査等に基づくニーズ	障害者(児)実態調査、インタビュー調査等で把握した課題や市民ニーズへの対応
3 現行計画の進捗・課題	現行計画進捗評価に基づく課題への対応
4 対応を強化すべき障害者問題	発達障害、医療的ケアが必要な障害児者、行動障害、難病、高次脳機能障害、複合的困難(障害のある女性・子ども・高齢者等に関する問題)等の課題への対応
5 社会情勢	高齢社会・人口減少社会の進展、障害者数の増加、景気・経済状況の影響等、障害者を取り巻く社会情勢を考慮
6 関連計画との整合性	総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子どもの笑顔プラン、健康くるめ21等との整合
7 中核市としての取組	中核市としての事務権限に伴う施策の推進
8 本市の重点的取組	本市行政運営の方針の反映。「協働」、「セーフコミュニティ」「定住」等

1. 法制度の動向

第2期計画策定以降も、国においては「障害者差別解消法」の施行など障害者福祉施策に係る法整備が進められてきました。本計画の策定にあたっては、これら法制度の内容を踏まえ、差別の禁止や、合理的配慮の視点などを重視しました。また、「我が事・丸ごと」地域共生社会の考え方に基づき、障害のある人も無い人も、地域の様々な人たちが共に支え合うことのできる、地域共生社会の実現を目指して策定しました。

2. 調査等に基づくニーズ

障害には、身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害）や知的障害、精神障害、難病など様々な種類がありますが、その程度や障害特性は人によりそれぞれであり、また、障害者となった時期によってもニーズが異なります。そのため、障害者やその家族、支援に係る関係者などが、どのような困難やニーズを抱えながら生活をしているのかを把握することが必要です。この計画では、障害者(児)生活実態調査やインタビュー調査等を通じて把握した課題やニーズを十分に考慮して施策を検討しました。

3. 現行計画の進捗・課題

第2期計画では、立案した施策の約8割でほぼ目標を達成できましたが、その一方で目標達成にいたらなかったものや、施策を通じて新たな課題が見えてきたものなどがありました。本計画は、このような第2期計画の進捗状況や課題を踏まえて策定しました。

4. 対応を強化すべき障害者問題

2018（H30）年4月に施行される「改正障害者総合支援法」により、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等への対応が求められます。

一方、精神障害や難病、高次脳機能障害、発達障害など、外見からは症状が分かりにくい障害への周囲の理解不足などにより、暮らしにくさを感じている人は依然として多い状況です。また、医療的ケアが必要な人や強度行動障害のある人など、支援体制が不十分な人に係る家族の介護負担など、対応を強化していく必要があります。

このほか、障害のある女性や子ども、高齢者等への差別、虐待など、今後対応を強化すべき障害者問題についても、可能な限り考慮しました。

5. 社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。

障害者福祉施策においても、今後も少子高齢化・人口減少が進行することを前提とした施策立案を行う必要があるとともに、障害者雇用にも深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。

さらに、近年の精神障害者や支援が必要な子どもの増加など、より多角的な視点で支援のあり方を検討・推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、このような障害者を取り巻く大きな社会情勢についても考慮して取り組みました。

6. 関連計画との整合性

本計画は、まちづくりの総合的な指針となる「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」や「久留米市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」等の保健・福祉分野に関わる諸計画と整合性を図りながら策定しています。

7. 中核市としての取組

本市では、2008（H20）年度の中核市移行に伴い、中核市としての様々な施策に取り組んでいます。本計画は、こうした取組を確実に推進するとともに、更なる展開を図ることを考慮しつつ策定しました。

8. 本市の重点的取組

本計画は、本市の行政運営の基本的視点である、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが提唱するセーフコミュニティが推進する理念に基づき、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」、持続可能な地域社会の実現に向けた「定住促進」という3つの視点を踏まえながら、策定に取り組みました。

第2章 計画の基本理念

障害者基本法は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

本市では、第2期計画において、「誰もが その人らしく 安心して暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、各種施策を推進してきました。

今後は、「障害者も地域の主体として支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を下記のとおりとします。

【 基本理念 】

**誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて**

誰もが

「障害のある人にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」の考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す。

自分らしく生きがいを持ち

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

支え合いながら

障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

安心して暮らし続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

まちの実現に向けて

「誰もが 互いを尊重し支え合いながら 自分らしく生きがいを持ち 安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組む。

第3章

計画の基本目標

基本理念のもと、次の5つの基本目標を定め、施策を進めていきます。

1. 壁をなくし認め合って生きるために 啓発・広報 生活環境

障害者を含むすべての市民が、自分らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってもに生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約4人に1人が差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがあると回答しており、インタビュー調査などでも、精神障害や発達障害、難病をはじめ、外見からは分かりづらい障害に対する無理解や偏見があることが特に指摘されています。このことから、障害者に対する心の障壁の除去は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。また、生活環境面においても、徐々にバリアフリー化などの取組が進んでいるものの、依然として、外出や移動、各種施設の利用などに困難を抱える障害者も少なくありません。

障害者基本法の改正により、障害とは「心身の機能の障害」と「社会的障壁」と定義され、その緩和・除去のために、社会の側に「合理的配慮」が求められることとなりました。

こうした基本法の趣旨を踏まえ、人の心の障壁や、情報の取得・意思疎通に係る障壁、建物や道路などの生活環境上の障壁の除去に向けて取り組みます。

2. 安全と安心のために 障害者差別・権利擁護 防災・防犯

近年の大規模災害の発生や、障害者や高齢者、女性、子どもなどへの暴力や虐待の社会問題化など、まちづくりにおいて「安全・安心」は特に重視すべき課題となっています。

特に、相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい立場にあるため、その擁護が図られなければなりません。こうした中、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」などの関連法が成立・施行されており、本市としても障害者差別の解消に向けた取組はもとより、障害者虐待防止の取組、成年後見制度などを活用した権利擁護など、障害者の安全・安心な暮らしを支えるための仕組みづくりや制度の確実な運用に取り組む必要があります。

また、九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生に伴い、防災意識は高まりつつありますが、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約8割が災害に対する備えをしておらず、避難所までの避難や避難所での生活に不安を感じている人も多いため、災害時における支援体制の充実も重要な課題といえます。

こうした状況を踏まえ、障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりとして、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。

3. 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

療育・保育・教育

障害者基本法において、障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができる仕組みづくりが求められています。

障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を継続して受けることが大切ですが、障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約半数以上が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

このため、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・保育・教育体制の構築に向けて取組を進めていきます。

また、学校教育においては、前述のとおり、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。保護者の教育に対するニーズとして専門的知識を持った教職員の増員が求められていることなども踏まえ、教職員の資質向上や医療的ケア等への配慮など、ともに学ぶ環境づくりや、通級指導教室の充実などによる個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組みます。

4. 自立して暮らし続けるために

雇用・就労

生活支援

保健・医療

地域共生社会の実現に向け、障害者が自立して地域で生活することができる仕組み・体制づくりが求められています。

障害者(児)生活実態調査によると、生活上の不安・困りごととして多くの人々が「経済的な不安」や「将来の不安」、「親亡き後の不安」など、自立して生活することに対する不安を抱えており、市の施策に対する要望でも、これらの不安を払しょくするための経済的支援や就労支援等の充実が重視されています。

障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労定着、就労支援に取り組みます。

また、生活支援としては、障害者や家族の高齢化、障害の重度化・重複化などの状況を踏まえつつ、障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援の充実、保健・医療制度の推進などに取り組みます。

5. 生きがいを持って自分らしく生きるために 日中活動 社会活動

地域共生社会の実現において、地域との関わりは、人権意識の気づきや合理的配慮の提供・改善、防災など、様々な分野の活動の基盤となるものです。そのため、障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、様々な活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。

障害の程度やその人の希望などに応じて、訓練や交流など、様々な日中活動が行えるよう、障害者総合支援法による日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センターやオープンスペースなどの活動促進に取り組めます。

また、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、障害のある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動、社会教育などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障害者の参加促進や、障害者の参加に配慮した環境づくりなどに取り組めます。

第4章

施策の体系

基本理念	基本目標	施策区分	施策の方向	分野
誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実【重点施策】	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実	1 啓発・広報
		(2) 情報アクセシビリティの向上	① 情報アクセシビリティの推進	
		(3) 障害者にやさしいまちづくりの推進	① 施設などのバリアフリーの推進 ② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③ 住まいのバリアフリーの推進	2 生活環境
	2 安全と安心のために	(1) 差別の解消・権利擁護の推進【重点施策】	① 障害を理由とする差別の解消への取組 ② 権利擁護の推進 ③ 虐待防止の推進	3 差別解消・権利擁護
		(2) 防災・防犯対策の推進【重点施策】	① 防災対策の推進 ② 防犯・安全対策の推進	4 防災・防犯
	3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	(1) 障害の早期発見・早期対応	① 母子保健事業の充実	5 療育・保育・教育
		(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援	
		(3) 療育の充実	① 子どもの療育体制の充実 ② 発達障害などの啓発の推進	
		(4) 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進 ② インクルーシブ教育システムの推進 ③ 多様なニーズに対応する教育の充実	
	4 自立して暮らし続けるために	(1) 一般就労の促進	① 一般就労移行・定着への支援	6 雇用・就労
		(2) 福祉的就労の充実	① 福祉的就労の場の確保	
		(3) 就労支援の充実	① 就労に関する相談体制の充実 ② 職業能力の習得支援 ③ 障害者優先調達推進に係る取組 ④ 関係機関・企業などとの連携	
			(4) 住まいの確保と居住支援の充実【重点施策】	
		(5) 在宅福祉サービスなどの充実【重点施策】	① 日常生活の支援や介助サービスの充実 ② レスバイトケアなどの充実	7 生活支援
		(6) 外出支援の充実	① 外出支援サービスの充実	
		(7) 経済的支援の充実	① 経済的支援の推進	
		(8) 相談支援体制の充実	① 相談支援事業の推進 ② 多様な相談窓口の充実	8 保健・医療
			(9) 保健サービスの充実	
		(10) 医療サービスの充実	① 適切な医療サービスの提供	9 日中活動
	5 生きがいを持って自分らしく生きるために	(1) 日中活動の促進	① 日中活動系サービスの整備 ② 地域活動支援センターなどの充実	
		(2) スポーツ・文化活動への参加促進	① スポーツ活動の促進 ② 文化活動の促進	
		(3) 社会教育の充実	① 生涯学習の推進 ② 社会教育施設のバリアフリー化	
		(4) 地域活動や国内外交流の促進【重点施策】	① 地域活動などへの参加促進 ② 国内外での交流の促進	
			(5) ボランティアなどの育成・活動促進	① ボランティアなどの育成・活動促進

第5章 重点施策

計画期間中に特に重点的に取り組みを進める施策（重点施策）を、以下の7施策区分とし、毎年度進捗管理を行いながら、確実に推進していきます。

重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

◆障害者に対する偏見や差別的取扱いが現存する中、市民の障害者に対する意識の啓発は、障害者が地域で暮らす上で根幹となるものであり、継続的に取り組む必要があります。

◆このため、重点施策として、ノーマライゼーションの意識啓発の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者問題に関する広報の充実（施策番号2）
- 障害者問題に関する市職員研修の充実（施策番号8）
- サービス事業者への障害に関する研修の実施（施策番号9）

重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

◆障害者への差別の解消について、確実に進めていくため、相談支援体制や解決に向けた仕組みづくりなど、障害者の権利擁護に関する推進体制の強化も図る必要があります。

◆このため、重点施策として、差別の解消・権利擁護の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者に対する差別の解消への取り組み（施策番号28）
- 成年後見制度の利用促進（施策番号29）
- 障害者虐待防止対策支援の推進（施策番号32）

重点施策3 防災・防犯対策の推進

◆九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害に対する備えは十分でなく、啓発や支援体制の充実などに取り組む必要があります。

◆このため、重点施策として、防災・防犯対策の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 防災知識の普及（施策番号33）
- 災害時要援護者支援体制の充実（施策番号38）
- 福祉避難所の充実（施策番号41）

重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

◆障害のある子どもに対する支援として、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行える仕組みづくりが第1期計画並びに第2期計画中においても強く求められており、その必要性に鑑み、本計画中に前進を図る必要があります。

◆このため、重点施策として、切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）（施策番号53）
- 切れ目のない支援体制の確立（施策番号54）

重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

◆入所施設や長期入院等からの地域移行の際や、家族介助者の高齢化に伴う親亡き後の生活に不安を抱える障害者や家族が増えており、生活の基盤となる住宅を確保するための支援の仕組みづくりが必要です。

◆このため、重点施策として、住まいの確保と居住支援の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備（施策番号 93）
- 居住系サービスの整備促進（施策番号 94）
- 住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）（施策番号 95）

重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

◆障害者が地域で自立して生活するためには、在宅福祉サービスが非常に重要です。家族介助者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児者に対する支援など、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様なサービスを質・量ともに確保する必要があります。

◆このため、重点施策として、在宅福祉サービスなどの充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化（施策番号 105）
- 重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保（施策番号 107）
- 在宅レスパイト事業（施策番号 108）

重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

◆障害者が地域で暮らす上では、日頃からの地域の方々との関わりを持ち、共に支え合う関係性を構築することが重要であり、この関係性が災害など緊急時を含め生活の様々な場面での基盤となります。

◆このため、重点施策として、地域活動や国内外交流の促進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 地域活動への啓発・支援（施策番号 146）
- 審議会・委員会などへの登用の促進（施策番号 147）
- 国内外イベント等への参加促進（施策番号 151）

第6章

障害者福祉施策における成果指標

基本理念が目指す「誰もが自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら 安心して暮らし続けられるまち」の実現にあたっては、地域で暮らし活動する市民や当事者、事業所などで働く支援者、団体、行政などが、目指す地域社会の姿を共有し、協働していくことが必要です。

第3期障害者計画では、計画期間に目指す地域社会の姿を分かりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、計画期間中に特に重点的に取り組みを進める7施策（重点施策）の実現状況を表す「重点施策成果指標」で構成します。

1. 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画 第3次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	83.8% (2017 市民意識調査)	90.0% (2023 市民意識調査)
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	82.4% (2017 市民意識調査)	90.0% (2023 市民意識調査)

2. 重点施策成果指標

(1) 重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

指標名	現状	目標
障害や障害者への市民の理解 (理解されていると思う障害者の割合)	29.3% (2016 生活実態調査)	40.0% (2022 生活実態調査)

(2) 重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

指標名	現状	目標
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	4.7% (2016 生活実態調査)	10.0% (2022 生活実態調査)

(3) 重点施策3 防災・防犯対策の推進

指標名	現状	目標
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	24.2% (2016 生活実態調査)	40.0% (2022 生活実態調査)

(4) 重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

指標名	現状	目標
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	54.7% (2016 生活実態調査)	50.0% (2022 生活実態調査)

(5) 重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

指標名	現状	目標
定住意向 (いま住んでいるところに住み続けたいと思う障害者の割合)	79.7% (2017 市民意識調査)	90.0% (2023 市民意識調査)

(6) 重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

指標名	現状	目標
障害福祉サービスの利用状況 (利用時間が必要時間に対し十分と思う障害者の割合)	46.4% (2016 生活実態調査)	50.0% (2022 生活実態調査)

(7) 重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

指標名	現状	目標
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	21.8% (2016 生活実態調査)	30.0% (2022 生活実態調査)

第3部 計画の展開

第1章

基本目標1 壁をなくし認め合って生きるために

【分野】 1 啓発・広報 2 生活環境

1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実 **重点施策**

《現状と課題》

地域共生社会の実現のためには、障害のある人とない人がお互いについて理解し、尊重し合うことが大切です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害や病気などのために差別的な取扱いを受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は、減少傾向ではあるものの依然として少なくなく、特に、知的障害や精神障害、発達障害など外見からは分かりづらい障害の人で多くなっています。インタビュー調査等においても、難病や精神障害、発達障害などに対する無理解や偏見が、暮らしにくさの要因となっていることが指摘されています。

こうした障害に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるためには、広く市民に向けた障害者理解に関する啓発や広報、関係者への福祉教育の充実が不可欠です。

《基本方針》

◆地域共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。

《施策の方向》

(1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページなどの様々な媒体や各種事業などの機会を活用し、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため全庁的な啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和対策課
2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度「障害がある人が地域で暮らすためには、みんなで支え合うべきだ」と積極的に思う割合60%以上	健康福祉部 障害者福祉課 保健所健康推進課 全庁

番号	施策名称	施策内容	所管部署
3	人権啓発における障害者問題の啓発	人権啓発センター展示室「さまざまな人権問題」展示コーナーにおいて、障害者の人権に係るパネル展示を行うほか、各種団体を対象とした研修において、障害者の人権についての学習や、啓発冊子へ障害者問題の啓発記事の掲載を行います。	協働推進部 人権啓発センター
4	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。 ◆数値目標◆ 各企画での障害者問題の啓発 1 回以上	市民文化部 生涯学習推進課
5	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助などにより、障害者問題の啓発事業を行います。 ◆数値目標◆ 年間目標 4 件程度	健康福祉部 障害者福祉課
6	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 福祉教育の充実

○社会教育の一環として、人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
7	障害者問題に関する視聴覚教材の充実と活用	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実と活用に努めます。 ◆数値目標（中央図書館）◆ 毎年度 DVD 資料 1 点購入	協働推進部 人権啓発センター 市民文化部 中央図書館
8	障害者問題に関する市職員研修の充実	市職員を対象とした接遇研修や障害者をテーマとした人権研修等を実施し、職員の合理的配慮等の知識習得と障害者問題に関する意識啓発に努めます。	総務部 人材育成課
9	サービス事業者への障害に関する研修の実施	サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるようにします。	健康福祉部 障害者福祉課

2. 情報アクセシビリティの向上

《現状と課題》

障害の有無に関わらず、暮らしを営む上では、誰もが生活に係る様々な情報を取得できることが不可欠です。障害者や難病患者など支援が必要な人であれば、特に重要となります。

障害者基本法では、基本原則である共生する社会の実現のため、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を求めています。また、障害者差別解消法においても、障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、情報のバリアフリー化が求められているところです。

本市では、情報バリアフリー指針に基づき、分かりやすい情報の発信や音声コード・点字・音訳の活用、手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得及び活用機会の拡大に取り組んできました。今後は、災害などの非常時における安全確保のための確かな情報提供のあり方など、障害者が情報を使う場面や使い勝手といった情報のアクセシビリティへの配慮など、更に取組を推進することが必要です。

また、障害者の情報取得や意思疎通の手段として、インターネットや携帯電話、音声コード等の情報ツールやクチコミは有効であり、情報アクセシビリティの向上のため、こうしたツールやネットワークを活用するための環境づくりや周知活動などの支援を行うことも大切です。

《基本方針》

◆障害者が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。

《施策の方向》

（1）情報アクセシビリティの推進

○情報バリアフリー指針に基づき、情報取得・活用面で制約のある障害者への配慮として様々な取組を複合的に行うなど、情報アクセシビリティの取組を推進します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
10	情報バリアフリー指針の推進	情報バリアフリー指針に基づき、市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害者の情報取得に係る配慮を推進します。また、障害者のニーズを把握し、情報アクセシビリティの在り方についての検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
11	分かりやすい言葉づかい、理解しやすい伝え方の推進	市が発出する各種情報（紙媒体・IT媒体等）について、誰もが理解しやすい分かりやすい言葉づかいや表現、理解しやすい伝え方（絵図等の活用など）に努めます。	総合政策部 広報課
12	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進	「広報くるめ」や「市議会だより くるめ」の点訳・音訳版の発行のほか、各種通知や行政資料などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。	全庁

番号	施策名称	施策内容	所管部署
13	点字通知が必要な方に関する情報の一元化および全庁的な活用	各種通知や行政資料などの行政文書について点字による通知が必要な方に関する情報を一元管理し、各課が文書を発する際に活用できる仕組みづくりを行います。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
14	手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
15	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
16	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットの更なる活用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
17	情報機器の利用方法などの周知	音声コードやインターネット等の情報機器の利用促進を図るための周知活動等に取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課

3. 障害者にやさしいまちづくりの推進

《現状と課題》

障害者の自立と社会参加のためには、障害者が暮らしやすい生活環境を整備することは非常に重要です。

本市では、「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの視点に配慮しつつ、道路や公園、各種施設などの公共施設の整備を計画的に進めてきました。

しかし、障害者(児)生活実態調査によると、身体障害者の4～5人に1人が依然として道路・建物の段差や公共交通機関の乗り降りに不便を感じており、また、多くの人々が障害者用の駐車スペースや案内表示、障害者用トイレが不十分と感じている状況です。

障害者にやさしいまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識のもと、当事者ニーズを把握しながら、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、こうしたやさしいまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者等の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも大切です。

《基本方針》

- ◆公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◆公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めていきます。

《施策の方向》

(1) 施設などのバリアフリーの推進

- 「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、市庁舎や公園、道路、学校などの公共施設や、民間施設のバリアフリー化を推進します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
18	公共施設の整備・改善	市庁舎や公園・道路（歩道）、市営住宅、学校等の公共施設の整備・改善を行いバリアフリー化に努めます。	全庁
19	民間施設等のバリアフリー化の促進	公共性の高い民間施設や道路等について、関係機関へバリアフリー推進の働きかけを行います。	全庁
20	福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度	不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリー化の技術的な指導や相談、情報提供等を行います。	都市建設部 建築指導課

(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進

○関係機関と連携し、公共交通環境の充実や歩行空間の安全確保などに取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
21	視覚障害者のための信号機設置	視覚障害者の安全向上に係る信号機設置について、所管である警察署に対し、設置を働きかけていきます。	都市建設部 道路整備課
22	公共交通事業者等への理解促進	交通事業者との協議の場を設け、障害者に係る交通対策についての理解促進に努めます。	都市建設部 交通政策課
23	低床バス導入促進	久留米市内を運行する路線バス車両の低床車両への更新に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度導入率 100%	都市建設部 交通政策課
24	主要バス停の環境改善	市街地の主要なバス停において、上屋、ベンチの設置（更新）や、運行情報等の提供を行うことにより、路線バスの利用環境改善の整備支援に努めます。 ◆数値目標◆ バス停、上屋の整備やバスロケーションシステム表示機の設置、サイン誘導等を年1箇所程度整備	都市建設部 交通政策課
25	歩道空間の確保	西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	都市建設部 交通政策課

(3) 住まいのバリアフリーの推進

○障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、様々な制度の周知と利用促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
26	住宅改造アドバイザーの活用	住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。	健康福祉部 障害者福祉課
27	重度心身障害者住宅改造補助事業	重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

第2章

基本目標2 安全と安心のために

【分野】

3 差別解消・権利擁護

4 防災・防犯

1. 差別の解消・権利擁護の推進

重点施策

《現状と課題》

近年、障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かす様々な事案が発生し、社会問題となっています。

障害者(児)生活実態調査によると、「障害者差別解消法施行に伴い差別的扱いが減った」との回答が全体の約5%に止まり、また、障害者の1割程度の人が虐待を受けた可能性があるとの回答しています。さらに、インタビュー調査等においても「親亡き後の不安」として、残された障害者の財産管理や生活について不安を覚えるなどの意見がありました。

本市では、こうした障害者に対する権利侵害等への対策として、障害者差別解消に係る基本方針や職員対応要領の策定・推進、障害者虐待防止センターの設置・運営、成年後見制度等の関連制度の周知や利用支援などに取り組んできました。

現在、福岡県をはじめ全国の地方公共団体において障害者差別解消関連条例を策定する動きがみられるなど、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりが進んでいます。本市としても、こうした取組を強化するとともに、少子高齢化や一人暮らしの増加等が更に進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みや支援体制づくりを更に強化していくことが必要です。

《基本方針》

- ◆障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

《施策の方向》

(1) 障害を理由とする差別の解消への取組

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針などに基づき、障害者差別の解消に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
28	障害者に対する差別の解消への取り組み	障害者差別解消法に係る市基本方針や職員対応要領を確実に推進するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置等の相談支援体制の充実など、差別解消を具現化するための取組を検討・実施します。 ◆数値目標◆ 2023年度障害者差別解消法の認知度40%以上	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 権利擁護の推進

○様々な権利擁護に係る制度などについて、周知および利用促進を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
29	成年後見制度の利用促進	成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら相談・支援等に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行うなど、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 長寿支援課
30	障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知	障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
31	日常生活自立支援事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 虐待防止の推進

○障害者虐待事案への対応とともに、虐待を未然に防ぐための啓発に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
32	障害者虐待防止対策支援の推進	久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。 ◆数値目標◆ 2023年度障害者虐待防止法の認知度 50%以上	健康福祉部 障害者福祉課

2. 防災・防犯対策の推進

重点施策

《現状と課題》

障害者が地域で安心して安全に暮らし続ける上で、防災・防犯は大変重要な課題です。

九州北部豪雨や熊本地震などの大規模災害が身近な地域で発生し、市民の防災意識は高まっています。こうした中、本市では、災害時要援護者名簿の作成や避難訓練の実施など、障害者をはじめとする災害弱者の支援に迅速に対応できる環境・体制づくりを進めてきました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の半数は避難所へ自力で避難できなかつたり不安を感じていたりする状況にも関わらず、約8割の人は災害に対する備えをしていない状況です。また、実際に災害が発生したときのことを想定すると、正確な情報が得られるか、避難所で必要な薬や治療、障害に応じた対応が受けられるかなど、多くの障害者が様々な不安を感じている状況です。

こうした障害者の状況を踏まえつつ、災害時における障害者への支援体制の充実など、防災対策の更なる推進が必要です。また、障害者の中でも、困難がより大きいと考えられる高齢者や子ども、女性、医療的ケアや強度行動障害など特別な配慮・支援が必要な人など、障害者への支援や配慮のあり方について、検討・整備していく必要があります。

あわせて、犯罪や事故から障害者を守るため、関係機関や地域関係者等と連携して、防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

《基本方針》

◆障害者を災害から守るため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。

◆障害者を犯罪や事故から守るため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

《施策の方向》

(1) 防災対策の推進

○障害者や関係者に対し、防災関連情報の提供や啓発に取り組むとともに、災害発生時の支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
33	防災知識の普及	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。	都市建設部 防災対策課
		◆数値目標◆ 障害者施設を対象に研修や訓練等を毎年度1回実施	
34	Web119システムの普及促進	説明会や広報紙への掲載など様々な機会を通して、聴覚・言語障害者向けのWeb119システムの普及・促進を図ります。	広域消防本部 情報指令課
		◆数値目標◆ 2023年度Web119登録者数115人	
35	防火指導の実施	様々な機会を通して、障害者等への防火指導を実施します。	広域消防本部 予防課
		◆数値目標◆ 防火指導実施年間180名	

番号	施策名称	施策内容	所管部署
36	防災機器の普及・促進	様々な機会を通して、障害者向けの住宅用火災警報器等の防災機器の普及・促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 広域消防本部 予防課
37	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を実施し、施設の安全確保に努めるとともに、防災意識の向上、防火・防災対策の推進に取り組みます。	広域消防本部 予防課
38	災害時要援護者支援体制の充実	要援護者名簿を活用した防災訓練の実施や、支援のための個別計画の具体化に努め、地域における要援護者支援体制の整備を進めます。	健康福祉部 地域福祉課
39	障害者施設等の防災機能の充実	障害者施設等の防災・防犯機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
40	自主避難所・指定避難所の充実	避難所に福祉スペースの設置や、受入れ時に必要な配慮に関する情報の周知などを実施し、避難された要配慮者への支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 都市建設部 防災対策課
41	福祉避難所の充実	<p>一般の指定避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定し、その実効性を高めます。</p> <p>◆数値目標◆ 福祉避難所開設・運営訓練毎年度 1 回実施</p>	健康福祉部 地域福祉課 障害者福祉課 長寿支援課 保健所健康推進課

(2) 防犯・安全対策の推進

○悪徳業者による消費者被害等の犯罪防止などのための啓発に取り組むとともに、緊急時の支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
42	消費者被害防止のための広報啓発	悪質商法などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。	協働推進部 消費生活センター
43	くるめ見守りネットワークの推進	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。	健康福祉部 地域福祉課
44	緊急通報システム貸与	重度の身体障害者で、緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に緊急通報システム機器貸与を行います。	健康福祉部 障害者福祉課

第3章

基本目標3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

【分野】 5 療育・保育・教育

1. 障害の早期発見・早期対応

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは大切です。そのため、障害の内容や特性などを早期に把握することが必要となります。

本市では、乳幼児健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについて、市の各種相談事業を案内するほか、幼児教育研究所や教育委員会等の各種相談窓口を紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。

これまで、母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、インタビュー調査等において、これらの相談等につなぐににくい保護者がいることが指摘されています。

このため、今後も、乳幼児健診を通じた早期発見・早期対応に係る支援体制の充実に取り組む必要があります。

《基本方針》

◆発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援として、検診後の支援体制の充実を図ります。

《施策の方向》

(1) 母子保健事業の充実

○発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
45	健診後の支援体制の充実	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健康診査を継続して行い、健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	子ども未来部 こども子育て サポートセンター

2. 療育・保育・教育の切れ目のない支援

重点施策

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の半数以上が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

一方、学校や幼稚園・保育園、相談機関側の課題としては、支援が必要な子どもの増加に伴う人員確保や、多様な障害に対応するための職員の専門性や資質向上の必要性、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校など関係機関との連携強化等が必要な状況です。

こうした現状を踏まえ、発達の遅れや障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行う仕組みづくりや、関係機関間並びに庁内関係部局間の連携を強化し、総合的な支援体制の構築等に取り組む必要があります。

《基本方針》

◆福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

《施策の方向》

(1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

○関係機関等との連携のもと、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図り、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の確立に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
46	障害児等療育支援事業（再掲：55）	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
47	発達支援事業（相談・療育・訓練事業）の充実（再掲：56）	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。 ◆数値目標◆ 2023年度利用満足度 90%	子ども未来部 幼児教育研究所
48	発達支援事業（巡回相談事業）の充実（再掲：57）	療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。 ◆数値目標◆ 2023年度事後アンケート満足度 92%	子ども未来部 幼児教育研究所

番号	施策名称	施策内容	所管部署
49	幼児教育研究所の機能充実（再掲：58）	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
50	就学相談事業（再掲：68）	障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係職員の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。	教育部 学校教育課
51	通級指導教室（再掲：70）	通級指導教室を設置して、発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。	教育部 学校教育課
52	就労に向けた進路指導・職業教育の充実（再掲：75）	久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を市で配置し、自立と社会参加を目指す生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 卒業後就労等した生徒の割合9%以上	教育部 学校教育課
53	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度合同研修事業延参加者数 620人	子ども未来部 幼児教育研究所
54	切れ目のない支援体制の確立	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する支援を切れ目なく行う体制の検討や整備等を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課

3. 療育の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもの成長においては、その障害等の特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障害者基本法では、基本的施策の一分野として「療育」が定められており、障害などのある子どもが、可能な限り身近な地域で療育を受けられるような環境整備や専門職員の育成等により療育の充実を図ることを、国や地方公共団体に求めています。

本市では、就学前の保育や教育については、認可保育園全園で発達の遅れや障害のある子どもを受け入れているほか、私立幼稚園でも障害児の受け入れの取組が進められています。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援制度の利用も広がっているところです。

インタビュー調査等において、これらの施設での受け入れにあたり、保護者の就労などを考慮した上で的人员確保や職員の資質や専門性の向上など、組織的な対応の強化の必要性が指摘されており、研修の支援など、保育・教育施設に対する更なる支援の充実が必要です。

《基本方針》

- ◆保育園・幼稚園・認定こども園と連携して、発達の遅れや障害のある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。
- ◆発達の遅れや障害がある子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者等に対する啓発や理解促進に取り組みます。

《施策の方向》

(1) 子どもの療育体制の充実

○様々な施設に障害のある子どもを安心して預けることができるよう、療育体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
55	障害児等療育支援事業（再掲：46）	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
56	発達支援事業（相談・療育・訓練事業）の充実（再掲：47）	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。 ◆数値目標◆ 2023年度利用満足度 90%	子ども未来部 幼児教育研究所
57	発達支援事業（巡回相談事業）の充実（再掲：48）	療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。 ◆数値目標◆ 2023年度事後アンケート満足度 92%	子ども未来部 幼児教育研究所

番号	施策名称	施策内容	所管部署
58	幼児教育研究所の機能充実（再掲：49）	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
59	保育所及び認定子ども園における保育士等の障害児加配	認可保育所等で保育認定を受けた障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、保育士及び看護師の加配をします。	子ども未来部 子ども施設事業課
60	久留米市保育所連盟研修事業	多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。 ◆数値目標◆ 2023年度参加人数 3,500人	子ども未来部 子ども施設事業課
61	医療的ケア児保育支援事業	保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を行います。	子ども未来部 子ども施設事業課
62	私立幼稚園等への心身障害児教育振興補助金の交付	心身障害児が在園する市内幼稚園等に対し、心身障害児教育に係る経常的経費の一部を補助します。	子ども未来部 子ども施設事業課
63	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援（再掲：74）	医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。	教育部 学校教育課
64	学童保育所指導員の障害児加配	学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配をします。	子ども未来部 子ども政策課
65	障害児放課後対策事業の充実	障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を実施するとともに、空き教室以外の保育施設の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

（2）発達障害などの啓発の推進

○発達障害などに対する理解を促進するため、様々な機会を活用して啓発活動や研修に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
66	発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
67	教諭、学童保育所指導員などへの研修の実施	<p>幼稚園教諭、学校教職員、学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。</p> <hr/> <p>◆数値目標◆ 2023年度 幼稚園教諭など参加人数 100人 学童保育所指導員など参加人数 500人 教職員など年3回以上の研修実施</p>	子ども未来部 子ども政策課 子ども施設事業 教育部 教育センター

4. 学校教育の充実

《現状と課題》

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮などの必要な支援のもと、発達段階や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育について、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

本市ではそのための環境づくりとして、教職員に対する特別支援教育研修や学校施設のバリアフリー化等の学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、教育に関する要望として4割を超える保護者が「専門知識を持った教職員の増員」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等において、学校側の現状として、教職員等の人材確保や資質向上のほか、医療的ケアなどへの配慮など、障害のある児童生徒の受け入れにあたっての様々な環境整備の必要性が指摘されています。

また、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場において、最適な指導が行われることが大切です。

本市では、このような多様な学びの場において、教育の充実に努めていますが、児童生徒の増加への対応など、ニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

《基本方針》

- ◆障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。
- ◆個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、多様な学びの場の確保・充実を図ります。

《施策の方向》

(1) 特別支援教育の推進

○特別支援教育の中核となる教職員に対し、研修等による知識・能力の向上を図るとともに、久留米市特別支援学校のセンター機能の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
68	就学相談事業（再掲：50）	障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係職員の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。	教育部 学校教育課
69	教職員の特別支援教育に関する理解の向上及び適切な支援の推進	市立学校における特別支援教育に関する校内研修会や市教育委員会主催の研修会を実施します。並びに特別支援学校の教職員への研修や専門家による指導を実施します。また、市立高校での特別支援教育のあり方について検討します。 ◆数値目標◆ 特別支援教育についての研修を受けた教職員の割合95%以上	教育部 学校教育課
70	通級指導教室（再掲：53）	通級指導教室を設置して、発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。	教育部 学校教育課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
71	久留米特別支援学校のセンター的役割の充実	各学校の校内研修会に対する久留米特別支援学校の教職員の派遣や教育相談への対応など、久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するセンター的役割の充実を進めます。 ◆数値目標◆ 各学校の校内研修への教職員の派遣 年9回以上	教育部 学校教育課

(2) インクルーシブ教育システムの推進

○様々な機会を活用して生徒間の交流や児童生徒と障害者・障害者関係施設等との交流に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
72	福祉教育の推進	総合的な学習の時間等において、福祉教育の視点を取り入れた教育活動を行うよう学校訪問等を活用して指導助言します。また、児童生徒と障害者・障害者関係施設との交流を進めます。	教育部 学校教育課
73	特別支援学校の児童生徒の交流の推進	総合的な学習の時間や運動会・文化祭等を活用し、地域の小中学校と特別支援学校（市立及び県立）の児童生徒との交流及び市特別支援学校高等部と久留米商業高校等との交流を推進します。	教育部 学校教育課
74	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援（再掲：63）	医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。	教育部 学校教育課

(3) 多様なニーズに対応する教育の充実

○学校生活を送る上で必要な環境整備を行うとともに、卒業後の進路指導等の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
75	就労に向けた進路指導・職業教育の充実（再掲：52）	久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を市で配置し、自立と社会参加を目指す生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 卒業後就労等した生徒の割合9%以上	教育部 学校教育課
76	スクール・カウンセラー活用事業	スクール・カウンセラーの人材確保及び能力向上を図り、適切な相談支援を行えるように努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度月2回派遣学校数7校以上	教育部 学校教育課

第4章

基本目標4 自立して暮らし続けるために

【分野】

6 雇用・就労

7 生活支援

8 保健・医療

1. 一般就労の促進

《現状と課題》

障害者が自立した生活を送る上で、就労し収入を得ることは重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

本市では、一般就労のための訓練や就職後の職場定着等の支援を行う就労移行支援事業所の整備が進み、一般就労する障害者も徐々に増加しています。障害者(児)生活実態調査によると、就労を希望する未就労者の約半数が何らかの形で一般企業での就労を希望しており、一般就労に関するニーズは高い状況です。こうした中、多くの人が就労に関して様々な課題を抱えており、周囲の理解や障害に配慮した業務内容・勤務時間であることなどの働きやすい環境整備を望んでいます。さらに、就労者の多くが、収入の少なさや体調不良時の休暇取得の難しさ、人間関係やコミュニケーションの難しさなどの悩みを抱えている状況です。

こうした就労に係る課題や悩みを改善・解決し、障害者が一般就労し続けられる環境をつくるためには、企業・事業所の理解・協力が不可欠です。

このため、企業や事業所に対し、雇用における合理的配慮の概念等の周知を図るとともに、障害者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

また、就労しても様々な理由で離職する人も多いため、2018（H30）年度の制度改正により就労定着支援事業が創設され、就労している障害者の生活面の課題の把握や助言、就労先の企業や関係機関等との連絡調整など、一般企業で就労している障害者の課題解決に向けた支援を行います。

《基本方針》

- ◆障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◆企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

《施策の方向》

(1) 一般就労移行・定着への支援

- 就労移行支援事業や、就労定着支援事業、障害者就業支援等により、障害者の一般就労と職場定着支援に取り組みます。
- 企業・事業所に対する関連法制度等の情報提供や雇用優良事業所の表彰等により、障害者雇用に対する理解促進を図ります。
- 市が行う業務委託や入札、企業誘致等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
77	就労移行支援事業の推進	事業所と連携し、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
78	就労定着支援事業の推進	就労移行支援事業や就労継続支援事業等を通じて一般就労した障害者が就労を継続できるよう、事業所と連携して就労定着支援事業の基盤整備を図るとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
		◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	
79	障害者雇用に関する理解促進	事業所（産業団地等への誘致企業を含む。）に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	商工観光労働部 企業誘致推進課 労政課
		農業者、農業関連団体等に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	農政部 農政課 生産流通課 みどりの里づくり 推進課 中央卸売市場
80	雇用優良事業所の表彰	障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所（障害者雇用部門）として表彰します。また、地元企業の取り組みを周知することで、他の事業所が障害者雇用に取り組む契機となるよう、PRに努めます。	商工観光労働部 労政課
81	入札などでの障害者雇用事業所の優遇	建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評点の加算を行います。	総務部 契約課
82	障害者に配慮した職場環境の整備	障害者に配慮した、受験環境や職場環境の整備、職員の意識改革などに取り組みます。	総務部 人事厚生課
83	障害者就業支援	障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。	商工観光労働部 労政課
		◆数値目標◆ 2023年度職場訪問による定着支援250件以上	

2. 福祉的就労の充実

《現状と課題》

障害の特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障害者が、働く喜びを感じながら生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

本市ではここ数年、一般就労が難しい障害者の雇用の場として、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備が進み、当該事業を利用して福祉的就労をする障害者も増えています。障害者(児)生活実態調査によると、18～40歳の障害者の4～5人に1人は就労系の障害福祉サービス事業所等を利用している状況です。

また、本市では、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で作成した商品について、民間団体や行政主催のイベント等で展示・販売を行う機会を提供するなど、製品の販路拡大の支援にも取り組んでいます。

今後は、就労継続支援事業所が、障害者の福祉的就労の場としてより適正な運営となるよう、事業所の経営力強化や工賃向上等に向けた取組の検討も含め、必要な助言や支援を行うことも大切です。

《基本方針》

- ◆就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

《施策の方向》

(1) 福祉的就労の場の確保

事業所等と連携して、就労継続支援事業の基盤整備および運営の適正化を進めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
84	就労継続支援事業（A型）の推進	障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して就労継続支援事業（A型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
85	就労継続支援事業（B型）の推進	一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業（B型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

3. 就労支援の充実

《現状と課題》

障害者が仕事に就き、働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることが必要です。

このため、本市では、相談支援事業所において就労も含めた生活全般の相談支援を行っているほか、職業訓練センターの職業能力習得講座への助成等により、障害者の職業能力の習得・向上支援などに取り組んでいます。

今後もこれらの取組を推進するとともに、就労支援を更に強化するため、学校や企業・事業所、医療機関、行政など障害者の就労支援に係る様々な分野の関係機関の更なる連携強化を図ることが必要です。

また、障害者就労施設や自営で働く人の経済的自立の一助として、障害者優先調達推進法に基づき、優先調達（購入）の推進について、積極的な取組が必要です。

《基本方針》

- ◆障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実や職業能力の習得支援に取り組めます。
- ◆障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達を推進します。
- ◆久留米市障害者地域生活支援協議会等を通じ、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

《施策の方向》

(1) 就労に関する相談体制の充実

○障害者の生活全般の相談・支援を行う相談窓口（相談支援事業所）の整備を進め、当該相談窓口での就労に関する相談の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
86	障害者相談支援の実施（再掲：120）	障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 職業能力の習得支援

○関係機関と連携して、障害者の職業能力習得のための機会を確保するとともに、市役所内での障害者職場実習の受入れに向けた取り組みを進めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
87	職業能力習得講座の支援	久留米地域職業訓練センターが実施する障害者の職業技能を高めるための講座の案内や広報を行います。	商工観光労働部 労政課

(3) 障害者優先調達推進に係る取組

- 障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、セルフ製品の販売支援に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
88	障害者就労施設等からの優先調達の推進	市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。	総務部 契約課 健康福祉部 障害者福祉課 全庁
89	就労系事業所が提供するサービス等の情報発信支援	福祉的就労の場の確保を推進するため、民間団体等と連携し、就労系事業所が提供するサービスや商品に関する情報発信に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁

(4) 関係機関・企業などとの連携

- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」での関係機関などの連携強化の一環として、障害者の就労に係る各種関係機関や企業・事業所、学校、障害者関連事業所などの連携強化を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
90	就労促進に向けた検討	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を活用し、就労に関する現状把握や課題整理、支援体制の検討等を行い、障害者の就労支援の充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

4. 住まいの確保と居住支援の充実 重点施策

《現状と課題》

安心して暮らせる住まいの確保は、障害の有無に関わらず、全ての人にとって生活の基盤です。特に、様々な生活課題を抱える障害者にとっては、重要な要素となります。

国において、施設入所や長期入院からの地域移行が進められており、地域の受け皿としての住まいの確保や、居住に伴う支援体制の充実が求められています。

少子高齢化の更なる進行による障害者の高齢化や一人暮らしの増加が見込まれる中、インタビュー調査等においても、多くの人が親亡き後の不安を感じており、グループホームなどの障害者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層重要になっています。また、障害者(児)生活実態調査によると、地域での相談窓口の確保等も求められています。

しかしながら、民間賃貸住宅については、貸主や周囲の住民の障害に対する偏見や、病状が急変した場合などの緊急時に対する不安等から、入居が難しい状況もあり、障害に対する理解促進や、貸主・入居者双方が安心して賃貸契約を結べるような仕組みづくりが課題となっています。こうした中、住宅セーフティネットに係る制度が改正され、空き家等を活用した機能強化などが図られました。

今後も、地域の関係団体や関係機関等と連携し、登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングといった円滑な入居支援といった地域移行の支援や、移行後の生活継続のための相談支援等について取り組む必要があります。

《基本方針》

◆障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備等による住まいの確保と居住支援に取り組みます。

《施策の方向》

(1) 住まいの確保

○市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障害者の住まいの確保を支援します。

○グループホーム等の共同生活の場の整備に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
91	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。 ◆数値目標◆ 別枠募集年3回(計6戸)実施	都市建設部 住宅政策課
92	不動産業者への啓発と連携	障害者の住まい確保支援のため、あんしん賃貸住宅協力店に関する周知・啓発を行うとともに、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。	健康福祉部 障害者福祉課
93	住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備	住宅セーフティネット法に基づく登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングなど円滑な入居支援を行うため、関係各課をはじめ、基幹相談支援センターや地域包括支援センター等との連携による相談体制の構築を図ります。	都市建設部 住宅政策課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
94	居住系サービスの整備促進	グループホームなどの計画的な整備を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 居住支援の充実

○住宅入居等支援（居住サポート）事業により、障害者の一般住宅への入居や地域生活継続の支援を行います。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
95	住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）	地域生活支援事業「相談支援事業」の強化事業として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
96	精神障害者の地域移行支援	医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
97	地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整等を行う協議の場を整備・推進します。	健康福祉部 障害者福祉課 保健所保健予防課
98	地域生活支援拠点等の整備	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（拠点又は面的な整備）の整備を進めます。 ◆数値目標◆ 1の拠点等を整備	健康福祉部 障害者福祉課

5. 在宅福祉サービスなどの充実 重点施策

《現状と課題》

障害者の地域での生活を支える上で、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。

障害者(児)生活実態調査によると、地域生活に必要な条件として「ホームヘルプ等の日常生活の介助が十分に受けられること」が重視されています。実際、日常生活の介助者について前回（H25）調査と比較すると、配偶者からの介助が減る（27.2%→19.3%）一方でヘルパーからの介助が増えている（6.5%→13.3%）など、ヘルパーの利用が増えている状況です。

このように、在宅福祉サービスのニーズは高まってはいますが、依然として障害者の日常の介助や身の回りの支援は、配偶者や親といった家族が主に担っている状況にあり、家族による介助の抱え込みが懸念されます。

このため、短期入所事業や日中一時支援事業等の家族の介助負担を緩和・軽減するための取組の充実が必要です。さらに、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障害の状態が重く、手厚い支援を要する重症心身障害児者や強度行動障害のある人など、様々な障害特性や多様なニーズを考慮し、生活に必要な支援・サービスの提供に取り組んでいくことが大切です。

《基本方針》

- ◆障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害者児者に対する支援の充実を図ります。

《施策の方向》

（1）日常生活の支援や介助サービスの充実

○生活支援や介助サービスをはじめとした各種障害福祉サービスが適正に提供されるよう、サービス事業者（福祉事業所）への指導・監査を行います。

○障害者の日常生活支援や介助のための訪問系サービスなどの充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
99	福祉事業所の適正運用の推進	福祉事業に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。 ◆数値目標◆ 2023年度実地指導件数 60件	健康福祉部 障害者福祉課
100	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
101	重度身体障害児・者訪問入浴サービスの推進	重度身体障害児・者訪問入浴サービスを推進します。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
102	共生型サービスの円滑な事業の推進（再掲：131）	障害児者と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 介護保険課
103	日常生活用具の給付	在宅の障害者・児に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。	健康福祉部 障害者福祉課
104	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

（２）レスパイトケアなどの充実

○家族介助者の負担緩和や軽減のため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実を図ります。

○重症心身障害児者に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
105	重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課
106	レスパイトケアの充実	「短期入所」「日中一時支援事業」に取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
107	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：132）	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度市内受入施設整備数 日中活動 11ヶ所、短期入所 7ヶ所	健康福祉部 障害者福祉課
108	在宅レスパイト事業	自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、介護者である家族が行っている医療的ケア等を代替し、重症心身障害児（者）の健康の保持と家族の介護に係る負担の軽減を図ります。 ◆数値目標◆ 2023年度実利用者数 30人	健康福祉部 障害者福祉課

6. 外出支援の充実

《現状と課題》

地域生活を送る上で、外出は買い物や通勤・通学、通院・通所、余暇活動など、多岐において必要となる活動です。

障害者(児)生活実態調査によると、余暇の過ごし方として旅行や買い物を希望する人が多い中、身体障害者や精神障害者の約半数が、知的障害者の約8割が、外出にあたっては何らかの支援の必要性を感じており、約6割の人が家族からの付き添いを受けている状況です。また、外出に際しての困りごと、身体障害者では施設の段差や障害者用駐車場・トイレの不足といったハード面が、知的障害者や精神障害者では人の目やコミュニケーション、交通費負担といったソフト面がそれぞれ上位となるなど、障害種別により多岐に渡っています。

このような障害者のニーズを踏まえて、外出支援サービスの量的な充実に向けた取組を進めることが必要です。

さらに、公共交通機関やタクシー、自家用車などを利用して外出する人も多いため、それらに係る費用負担の軽減や、外出先に関するバリアフリー情報の提供など、総合的な外出支援策が求められています。

《基本方針》

◆障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

《施策の方向》

(1) 外出支援サービスの充実

- 移動支援事業やタクシー料金の助成などにより、障害者の外出を支援します。
- 障害者の外出に役立つ情報の提供や外出しやすい環境づくりに努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
109	外出支援の実施	事業所と連携し、「移動支援事業」「同行援護事業」「行動援護事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
110	タクシー基本料金援助事業の実施	在宅の重度障害者に対して、福祉タクシー券を交付します。	健康福祉部 障害者福祉課
111	身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施	障害者が自分で運転する車を障害にあわせて改造(購入)する場合、または介護者が車椅子運搬用に車を改造(購入)する場合に、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
112	障害者自動車免許取得助成事業の実施	障害者が、就業等のため運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
113	外出支援情報の提供の充実	障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します。	健康福祉部 障害者福祉課
114	タウンモビリティ運営事業業務委託	NPO法人シニア情報プラザ久留米と連携して、障害者や高齢者などの歩行弱者に対しての来街支援を行っており、関係部局やNPOと連携し、活動の充実に努めます。	商工観光労働部 商工政策課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
115	生活支援交通の導入	鉄道や路線バスの利用が不便な地域においても、障害者や高齢者をはじめとする移動制約者が日々の買い物や通院等を行えるよう、生活支援交通を導入し、移動手段の確保に努めます。	都市建設部 交通政策課
116	外出支援のあり方の検討	障害者のニーズを把握し、障害者への外出支援の在り方について多方面からの検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁

7. 経済的支援の充実

《現状と課題》

障害者やその家族の中には、障害や介助等により就労できず、生活に必要な収入を十分に得ることができない人もいます。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件として「生活するのに十分な収入があること」が第1位にあがっており、市が重点的に進めるべきこととしても「年金や手当の充実」が1位、「医療費の助成」が3位にあがるなど、生活費の確保や経済的負担軽減を重視する人が多い状況です。このため、各種年金や手当、貸付や助成制度等の周知等により、障害者の生活の安定を図ることが必要です。

《基本方針》

- ◆国・県等と連携し、経済的負担の軽減に努めます。

《施策の方向》

(1) 経済的支援の推進

- 諸手当や生活福祉資金の貸付等の周知に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
117	手当制度の確実な適用	特別障害者手当などの制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
118	年金制度、生活福祉資金貸付事業の周知	ハンドブック等により、障害基礎年金や久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」などの周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
119	生活困窮者自立相談支援事業の実施	「久留米市生活自立支援センター」を設置し、相談支援員が相談を受け、支援計画に基づき支援対象者に寄り添いながら既存の支援制度やフォーマル・インフォーマルな支援を活用し、自立に向けた支援を実施します。包括的・個別的支援の出発点であり、早期的・継続的支援を成り立たせる支援の中核を担います。	健康福祉部 生活支援第2課

8. 相談支援体制の充実

《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決できる場があることが大切です。

障害者(児)生活実態調査によると、生活に必要な支援として「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口」があがっている一方、生活の困りごとの相談先としては「家族や親族」が1位、相談時の困りごととしては「どこに相談をしてよいか分からない」が1位となっています。

本市では、この相談支援に対する高いニーズに対応するため、市内4ヵ所で基幹相談支援センターを設置し、様々な相談への対応を行っているほか、相談支援事業所との連携強化も図っているところです。

今後も、障害者がより安心して地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

《基本方針》

◆障害者からの様々な相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

《施策の方向》

(1) 相談支援事業の推進

- 基幹相談支援センターなど、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、よりよい相談支援のあり方などを協議するとともに、相談員への研修や情報提供等を行い、相談員の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
120	障害者相談支援の実施（再掲：86）	障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
121	地域生活支援協議会の運営	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の充実強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 多様な相談窓口の充実

- 障害者相談員を地域に配置し、身近な地域で障害者からの相談に対応します。
- 障害者の生活に係る様々な分野で障害者に配慮した相談対応ができるよう、障害福祉分野以外の各種相談機関等との連携強化を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
122	障害者相談員の配置	身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で障害者からの相談に対応します。また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
123	各種相談機関の連携強化	民生委員・児童委員等の地域の活動団体や、地域子育て支援センター、地域包括支援センター、生活自立支援センター等の各種相談機関、医療機関等の関係機関の連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
124	生活支援コーディネーター及び地域活動コーディネーターの配置と活動の充実	地域ニーズの把握や担い手の育成、地域と関係機関等をつなぐコーディネーターを配置し、地域での暮らしの支援に努めます。	健康福祉部 地域福祉課

9. 保健サービスの充実

《現状と課題》

障害の発生時期や原因は様々であり、市民のライフステージに応じた障害の原因となる疾病などの発生予防と早期発見・早期治療に取り組むことが大切です。

本市では、市民の健康づくり推進と保健医療施策の拠点として、5カ所の保健センターを整備し、健康づくりに関する啓発や健康教育、健康相談、健(検)診などを実施しています。今後もこれらの保健事業を中心に、障害者を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

また、人間関係や仕事、学校、慣習など、社会の様々な要因によるストレスなどによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加しています。そのため、学校や企業、市民団体や地域などと連携して、心の健康づくりに関する取組を進めることも大切です。

《基本方針》

◆障害の原因となる疾病などの予防や早期発見のため、各種保健事業を推進し、市民の心身の健康づくりを支援します。

《施策の方向》

(1) 保健事業の充実

○健康教育・健康相談や各種検診（健診）などの保健事業を推進します。

○保健情報システムの活用や保健センター整備などにより、市民の健康づくりに関する相談・支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
125	障害者歯科健診補助事業	久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科検診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。	健康福祉部 保健所健康推進課
126	保健センター機能の整備	障害の早期発見なども含む市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援する保健センター機能の整備を検討します。	健康福祉部 保健所地域保健課

(2) 心の健康づくりの推進

○関係機関と連携して、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などに関する啓発・広報に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
127	精神障害などに関する啓発・広報の推進	学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。	健康福祉部 保健所保健予防課

10. 医療サービスの充実

《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らす上では、医療とのつながりは不可欠です。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件の第2位に「主治医のいる医療機関が近くにあること」があがっているほか、市が重点的に進めるべきこととして「医療費の助成」が3位にあがっているなど、医療サービスに対する障害者のニーズが高い状況です。この傾向は特に精神障害者や難病患者で顕著です。

このため、自立支援医療や重度障害者医療制度等の公費負担制度、難病患者に対する医療費助成制度等を広く周知し、必要としている人が適切に医療サービスを利用できるよう支援することが大切です。

また、地域の医療機関と連携して必要なサービスが受けられる環境整備に取り組むことも大切です。

《基本方針》

- ◆障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

《施策の方向》

(1) 適切な医療サービスの提供

- 医療費の負担軽減に係る制度等の周知に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
128	自立支援医療、重度障害者医療制度の確実な適用	ハンドブックやホームページ等により、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。	健康福祉部 医療・年金課 障害者福祉課
129	難病医療費助成制度の周知	広報紙などにより、難病医療費助成制度の周知に努めます。	健康福祉部 保健所健康推進課

第5章

基本目標5 生きがいを持って自分らしく生きるために

【分野】 10 日中活動 11 社会活動

1. 日中活動の促進

《現状と課題》

障害者が地域で自分らしく生活するためには、様々な日中活動の場がある中から、障害の状態や年齢、意向等に応じて選ぶことができる環境を確保することが大切です。

インタビュー調査等においても、多くの人が日中を過ごす場の確保や当事者同士の交流の大切さを指摘しています。

本市では、日中活動系サービスの提供により、障害者の地域生活の支援に取り組んだほか、地域活動支援センターや精神障害者の交流の場としてのオープンスペースの運営を支援し、日中活動の確保や当事者同士の交流の場、仲間づくりの場の確保に取り組んでいます。

また、2018（H30）年度の制度改正に伴い、障害者も高齢者向けの介護保険事業所のデイサービス等を利用できるようになる共生型サービスが始まり、日中活動の場について、選択する幅が更に広がります。

今後も、障害者の現状やニーズ等を把握しながら、地域での日中活動の場を拡大していくことが必要です。

《基本方針》

- ◆多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

《施策の方向》

（1）日中活動系サービスの整備

○日中活動系サービスや重症心身障害児者の短期入所などの充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
130	日中活動系サービスの充実	事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
131	共生型サービスの円滑な事業の推進（再掲：102）	障害者児と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 介護保険課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
132	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 (再掲：107)	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度市内受入施設整備数 日中活動11ヶ所、短期入所7ヶ所	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 地域活動支援センターなどの充実

○地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）やオープンスペースなど、多様な日中活動の場の確保と活動促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
133	地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援 (再掲：157)	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課
134	地域活動支援センター（Ⅲ型）への支援	地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら、運営への支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
135	オープンスペースなどへの支援	精神障害者などの仲間づくり・交流の場であるオープンスペースの設置を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課

2. スポーツ・文化活動への参加促進

《現状と課題》

スポーツ・文化活動は、障害者の心と体を豊かにし、自分らしさや生きがいへとつながる大切な余暇活動です。そのため、これらの活動に障害者が参加できる機会をつくる必要があります。

障害者(児)生活実態調査によると、多くの方が余暇の過ごし方としてスポーツや文化活動を望んでいます。しかしながら、健康面や体力面での難しさ、情報や仲間の不足・不在、コミュニケーションの難しさなど、課題も多い状況です。

こうした中、誰もが参加できるニュースポーツとして障害者スポーツが注目されているなど、障害者との交流や理解を深める好機となっています。

今後は、障害者が地域でスポーツや文化活動に参加し、生活を楽しむことができる環境づくりを進める必要があります。

《基本方針》

◆障害者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮した仕組みや環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

(1) スポーツ活動の促進

○障害者のためのスポーツ大会などのスポーツ活動の場・機会の提供に取り組みます。

○障害者スポーツの指導者育成などにより、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
136	ふれあいスポーツ大会の開催への支援	障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
137	障害者スポーツの指導者育成支援	福岡県障がい者スポーツ協会などの関係団体と連携して、障害者に対するスポーツ指導者の育成に取り組みます。 ◆数値目標◆ 障害者スポーツ指導者養成研修・講座を年1回開催	市民文化部 体育スポーツ課
138	障害者スポーツ関連情報の提供	障害者スポーツに関する市民理解を深めるとともに、参加意欲の増進のため、障害者スポーツに関する情報の収集および提供等に努めます。	市民文化部 体育スポーツ課

(2) 文化活動の促進

○イベント等への参加を促し、障害者の文化活動などの場・機会の提供に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
139	国内外イベント等への参加促進（再掲：151）	各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。	全庁

3. 社会教育の充実

《現状と課題》

障害の有無に関わらず、学校での教育だけでなく、社会においても様々なことを学ぶことは重要であり、そのような学びの機会が確保されることが大切です。

障害者(児)生活実態調査によると、余暇の過ごし方として「趣味などのサークル活動・生涯学習」が3位にあがるなど、高いニーズがうかがえます。

本市では、生涯学習センター等において障害者を含めたあらゆる世代の市民向けの学習講座を開催するほか、地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、校区コミュニティセンター（校区公民館）などのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んでいます。

今後も、ニーズを把握しながら、障害者が地域の中で生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

《基本方針》

◆障害者の社会教育を推進するため、生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

(1) 生涯学習の推進

○地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。

○関連施設の利用料割引制度の周知などにより、障害者の文化活動への参加を促進します。

○生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品等の整備に取り組めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
140	生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実	生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる世代の市民のための講座の充実を図ります。	市民文化部 生涯学習推進課
141	障害者の余暇活動の促進	施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
142	チャレンジ土曜塾の実施	校区コミュニティセンターを中心として行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行い、支援が必要な児童の受け入れを促進します。また、ニュースポーツなど誰もが参加しやすい活動を取り入れるほか、情報交換会の開催を促進します。	市民文化部 生涯学習推進課
143	校区コミュニティセンターでの委嘱学級における手話通訳の実施	校区コミュニティセンターでの委嘱学級において、学級生募集の際には、館報やチラシなどで手話通訳についてPRするよう指導するとともに、これらの経費の補助を行います。	市民文化部 生涯学習推進課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
144	点字・録音図書資料の整備充実	<p>図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに答えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させると共に、プライベートサービスの充実に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 2023年度末蔵書数 録音／カセット：14,000巻 点字：4,750冊 録音／ページ：840タイトル</p>	市民文化部 中央図書館

(2) 社会教育施設などのバリアフリー化

○校区コミュニティーセンター等について、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
145	校区コミュニティーセンター建築費助成	校区コミュニティーセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、建築・改修に係る費用などの一部を助成します。	協働推進部 地域コミュニティー課

4. 地域活動や国内外交流の促進 重点施策

《現状と課題》

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関係なく、お互いを理解・尊重し合いながら、さまざまな活動に参画していくことが大切です。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約 7 割は地域活動に参加しておらず、その主な理由として「どのような活動が行われているか知らない」「一緒に活動する友人・仲間がない」「コミュニケーションが難しい」といった課題が上位にあがっています。

障害者は特別な存在ではなく、共に地域社会を構成し支え合う住民同士として、多くの機会をとらえて交流を図り、お互いに理解を深め合うことが必要です。

また、本市の障害者と国内外の様々な人との交流の機会づくりの一環として、各種イベントへの障害者の参加促進を図っていますが、今後も企画内容や環境整備などの配慮を行いながら継続していく必要があります。

《基本方針》

- ◆障害者が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

《施策の方向》

(1) 地域活動などへの参加促進

- 障害者が地域活動に参加できるよう、地域活動に係る情報提供や、地域関係者などに対する理解促進に取り組みます。
- 審議会等への登用など、まちづくりへの障害者の参画や意見提案の機会確保に努めます。
- 障害者や家族などの当事者団体を育成・支援します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
146	地域活動への啓発・支援	障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、校区コミュニティ組織への研修等を実施し、関係部局や校区まちづくり連絡協議会と協力・連携しながら、啓発に努めます。	協働推進部 地域コミュニティ課 健康福祉部 障害者福祉課
147	審議会・委員会などへの登用の促進	障害者に関係のある施策を協議する審議会などへの障害者の登用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
148	障害者団体への支援	障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを行います。	健康福祉部 障害者福祉課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
149	協議体（支え合い推進会議）の設置	地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動とのマッチング等を行う「協議体（支え合い推進会議）」を設置し、地域における支え合いの仕組みづくりに努めます。 ◆数値目標◆ 2023年度設置校区数 46 校区	健康福祉部 地域福祉課

（２）国内外での交流の促進

○国内外の交流イベントにおいて、障害者が参加しやすい環境づくりと参加促進に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
150	国内交流事業の促進	各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課
151	国内外イベント等への参加促進（再掲：139）	各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。	全庁

5. ボランティアなどの育成・活動促進

《現状と課題》

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、ボランティアなどによる、より身近できめ細やかな支援があることが大切です。

本市では、市民活動サポートセンターを中心に、様々な分野の市民活動やボランティア活動の支援、手話通訳員や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成などに取り組んできました。

今後も市民活動サポートセンターでの市民活動の育成・支援に取り組むとともに、更なるボランティア活動の充実を図るため、久留米市社会福祉協議会など関係団体と連携を図りながら、福祉ボランティアの育成に取り組むことが必要です。

《基本方針》

◆市民及び関係団体などと連携・協働して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組みます。

《施策の方向》

(1) ボランティアなどの育成・活動促進

○福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。

○久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
152	障害者分野のボランティア活動の促進	NPO やボランティア等の各種講座やイベントを行い、障害者福祉分野のボランティア活動の促進、活動団体の育成に努めます。 ◆数値目標◆ 2023 年度ボランティア情報ネットワーク 障害者福祉分野の登録団体数 48 団体	協働推進部 協働推進課
153	久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携	久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
154	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を実施します。 ◆数値目標◆ 2023 年度講座修了者数 手話奉仕員養成講座：25 人 要約筆記奉仕員養成講座：5 人	健康福祉部 障害者福祉課
155	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の実施	関係機関と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員養成講座を実施します。 ◆数値目標◆ 2023 年度修了者数 20 人	健康福祉部 障害者福祉課

番号	施策名称	施策内容	所管部署
156	音訳・点訳ボランティア養成講座の実施	音訳・点訳ボランティア養成講座を実施し、点字・録音図書資料の整備充実を図ります。 ◆数値目標◆ 音訳・点訳ボランティア要請講座年 1 回開催	市民文化部 中央図書館
157	地域活動支援センター（I型）の運営支援（再掲：133）	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課

第4部 計画の推進

第1章 計画の進行管理

1. 基本的な考え方

6年間の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。特に、第2部第5章に定めた重点施策については、施策の確実な推進を図ります。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮した上で、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

2. 数値目標

各具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。ただし、事業の進捗状況や国の制度改正、社会状況の変化などに注視しながら、必要に応じ適宜見直しの検討を行い、適正な事業運営に努めます。

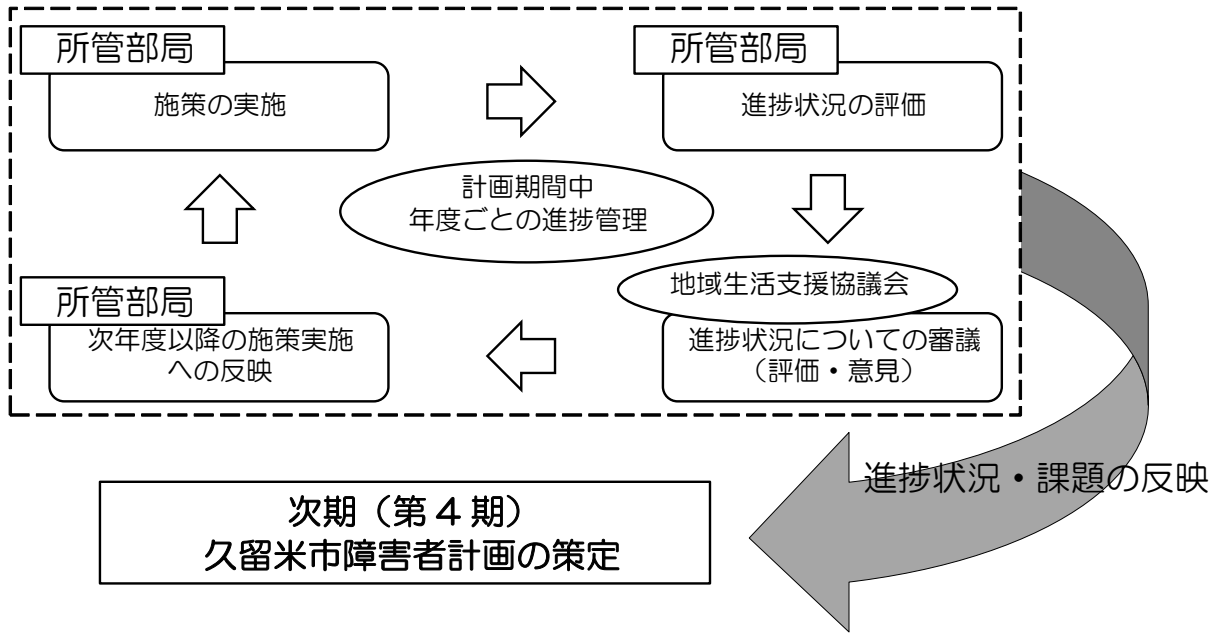
なお、第2部第6章に定めた成果指標の達成状況にも注視し、必要に応じて取組の強化等を図ります。

3. 推進体制

総合的な障害者施策の展開にあたっては、庁内関係部局の協力が不可欠です。必要に応じて、関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進捗管理は、前年度の施策の進捗について所管部局による自己評価を行うとともに、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。

なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。



第5期久留米市障害福祉計画
第1期久留米市障害児福祉計画
(素案)

久留米市

も く じ

第 1 部	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の基本的な考え方	2
	(1) 計画の基本理念	2
	(2) 計画の基本的視点	2
4.	計画の期間	3
5.	第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の特徴	3
第 2 部	2020 年度に向けた目標の設定	4
第 1 章	成果目標について	4
1.	福祉施設入所者の地域生活への移行	4
2.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
3.	地域生活支援拠点等の整備	6
4.	福祉施設から一般就労への移行等	7
5.	障害児支援の提供体制の整備等	8
第 2 章	活動指標について	9
1.	指定障害福祉サービス等・指定通所支援等	9
	(1) サービスの概要	9
	(2) 第 4 期計画期間中の実績	12
	(3) 各サービスの現状と見込み	14
2.	地域生活支援事業	24
	(1) サービスの概要	24
	(2) 第 4 期計画期間中の実績	27
	(3) 各サービスの現状と見込み	28
第 3 部	計画の進管理	38
1.	P D C A サイクルの導入	38
2.	本市における進管理	38

第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）において、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、地域社会における共生を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画においては、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講じることで、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされています。

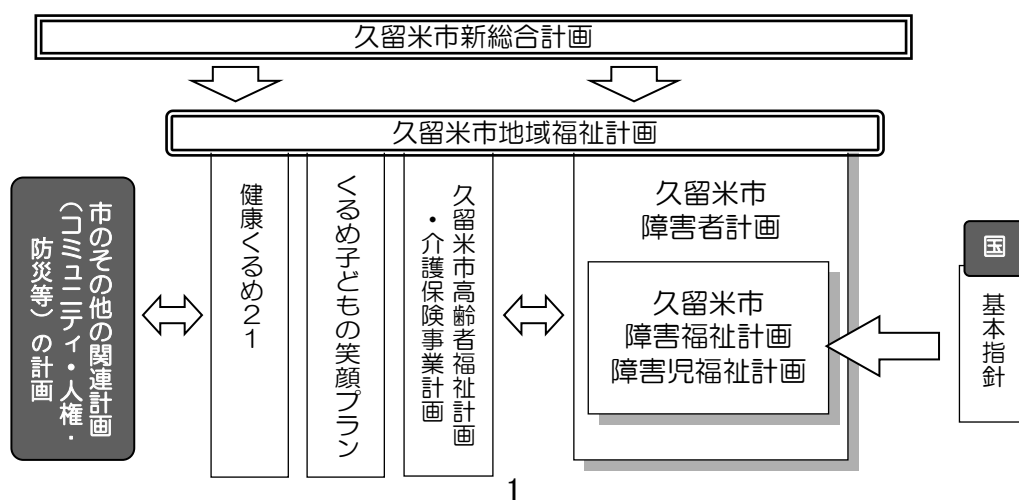
本市では、障害者自立支援法並びに障害者総合支援法に基づき、「久留米市障害福祉計画」を策定し、サービス体系の円滑な移行や障害福祉サービス提供基盤の整備を進めてきました。

この度、現行の第4期計画の期間が2017（H29）年度をもって終了するとともに、児童福祉法の改正により市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、国が定める基本指針や国・県の動向、本市における第4期計画の数値目標に対する進捗状況等を踏まえ、2020年度を最終目標年度とする具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害福祉サービス等の提供体制の一層の充実を図るために「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本市では、2017（H29）年度に「第3期久留米市障害者計画」を策定しています。この障害者計画は、障害者基本法に基づき市町村に策定が義務づけられている計画で、市町村における障害者福祉施策の基本方針（マスタープラン）に係る計画です。一方、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画（アクションプラン）的な性質を持っています。

そこで、今回策定する「第5期久留米市障害福祉計画」及び「第1期久留米市障害児福祉計画」は、この第3期障害者計画の基本理念や基本目標を踏まえたものとし、



3. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

本計画は、前記のとおり、本市の障害者施策の基本的方針を定めた第3期久留米市障害者計画と一体的に取り組むものです。よって、本計画においても基本理念は同計画と同じく下記のとおりとします。

基本理念

誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

(2) 計画の基本的視点

計画策定にあたっては、関係法令、国の基本指針、本計画の基本理念等を踏まえて、サービス提供体制の整備について、下記のとおり基本的視点を設けます。

基本的視点 1	障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます。
障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とするサービスその他の支援の提供体制の確保に取り組みます。また、これらサービスの有機的連携による総合的な支援を行う「地域生活支援拠点」により、障害者等の「親亡き後」にも対応した支援体制の構築に取り掛かります。	
基本的視点 2	グループホーム等居住の場の確保の充実を図ります。
入所施設・精神科病院から地域生活への移行や家庭からの独立した生活を希望する障害者にとって重要となる居住の場として、グループホーム等の整備充実を図ります。また、入所支援についても、入所者数の削減を図りながら、真に同サービスを必要とする入所者の居住の安定が図られるように取り組んでいきます。	
基本的視点 3	福祉施設から一般就労等への移行・定着等を推進します。
地域生活への移行・定着のため重要な経済的自立を確保するために、一般就労につながる就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の提供体制の確保に努めます。	
基本的視点 4	相談支援の提供体制を確保します。
平成27年度から全サービス利用者に作成が義務づけられるサービス等利用計画の策定に係る計画相談支援の充実を図ります。また、地域生活への移行・定着の促進のための地域相談支援や自立生活援助の利用も促進していきます。	
基本的視点 5	障害のある子どもへの支援の提供体制を確保します。
障害児及びその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保が必要です。市の子育て関連の計画との調和を図りつつ、障害のある子どもに対する障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の支援を確保します。	

4. 計画の期間

障害福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。

本計画は、同指針に基づき、2018（H30）年度から 2020 年度までの3年間とします。

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
久留米市 障害者計画 (第1期計画) 【2006－ 2013】		久留米市障害者計画 (第2期計画) 【2014－2017】				久留米市障害者計画 (第3期計画) 【2018－2023】					
久留米市障害福祉計画 (第3期計画) 【2012－2014】			久留米市障害福祉計画 (第4期計画) 【2015－2017】			久留米市障害福祉計画 (第5期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第1期計画) 【2018－2020】		久留米市障害福祉計画 (第6期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第2期計画) 【2021－2023】			

5. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の特徴

2016（H28）年に、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。これに伴い、2018（H30）年度から新たな制度が創設されます。

本計画では、これらの新たな制度への対応や、本市の実情、障害者差別の解消といった地域課題などを勘案して策定しました。

第2部 2020年度に向けた目標の設定

第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
① 2016（H28）年度末時点の入所者数の9%以上を、2020（H32）年度までに地域生活に移行。 ② 2020（H32）年度末の施設入所者数を、2016（H28）年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。			
久留米市の目標			
① 2016（H28）年度末の施設入所者数のうち、2020年度までに地域生活へ移行する人数を33人とします。 ② 2020年度末の施設入所者数を、2016（H28）年度末施設入所者から8名減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
2016年度末時点の入所者数	A	366人	2016年度末の実績
2020年度末の入所者数	B	358人	2020年度末の見込数
【目標値】削減見込み	A-B	8人	差引き減少見込数（A-B）
		2.2%	$(A-B) / A \times 100$
【目標値】地域生活移行者	C	33人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		9%	$C / A \times 100$
■第4期計画において、2017（H29）年度末の入所者の目標を355人としましたが、目標を達成できない見込みとなっています（実績見込み364人）。これは、入所者の高齢化や重度化により、地域での自立した生活に困難がある方が多かったためと考えられます。			
■国の指針に則して地域生活移行を進め、入所者数を減少することとしますが、高齢者、重度者など真に入所支援を必要としている方もいます。このような方には、サービスが提供できるように、また、自立が可能でそれを希望する人には、地域生活が送れるように支援を行っていく必要があります。			
■削減の結果、余剰が生じる施設について、有効的に活用できる方策を探っていく必要があります。			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

2020（H32）年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

久留米市の目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場の継続的かつ効果的な運営

* 協議の場について設置済。

* 「精神保健福祉関係機関連絡会議」及び「障害者地域生活支援協議会」が連携しながら協議を進める。

○精神保健福祉関係機関連絡会議

【目的】

地域における相談支援体制の充実及び連携体制の構築し、精神障害者の地域移行支援の充実を図る。あわせて、心の健康づくりや自殺予防につながる知識及び技術を持った人材の育成を図る。

【構成】

市内の精神科病院及びクリニックの精神保健福祉士、相談支援専門員、訪問看護事業所職員、当事者支援団体職員、行政 等

○障害者地域生活支援協議会

【目的】

障害者総合支援法第89条の3に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

【構成】

障害者等、その家族、関係機関及び関係団体並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

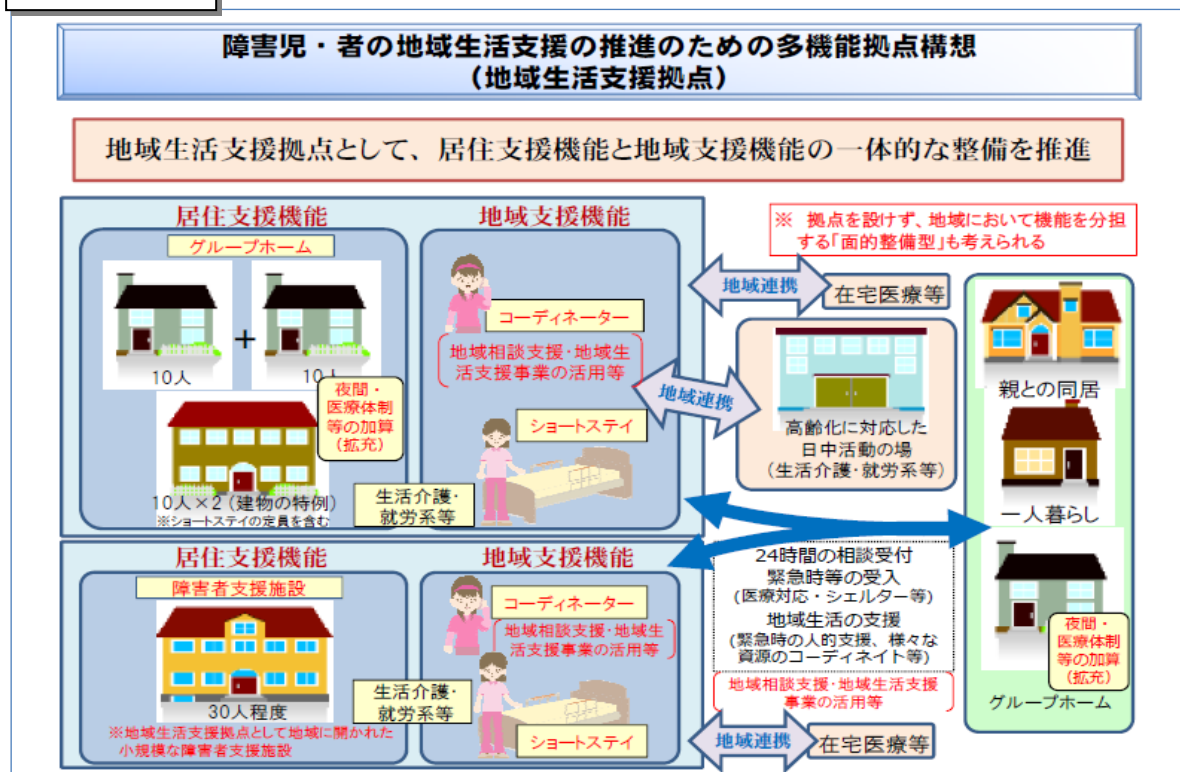
2020（H32）年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な整備）について、市内または圏域に少なくとも一つの拠点を整備。

久留米市の目標

2020年度までに地域生活支援拠点等の整備

地域生活の推進のため、拠点に求められる機能の検討や、既存事業所等の協力体制の構築を図り、期間中に1つの地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な整備）の整備を目指します。

イメージ図



4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針			
① 2020 (H32) 年度中に 2016 (H28) 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行。 ② 2020 (H32) 年度末における就労移行支援の利用者を 2016 (H28) 年度末から 2 割以上増加。 ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。			
久留米市の目標			
① 2020 年度の福祉施設からの一般就労者数を年間 60 人とします。 ② 2020 年度末の就労移行支援事業所の利用者数を 123 人とします。 ③ 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 2020 年度末までに全体の 5 割とすることを目指します。 ④ 2018 (H30) 年度中又は 2019 年度中に就労定着支援事業を利用開始した者の 1 年後の職場定着率を 8 割とすることを目指します。			
項目		数値	考え方
2016 年度の一般就労への移行実績	A	40人	2016 年度の実績
2020 年度中の一般就労への移行者数	B	60人	2020 年度の目標 (A の 1.5 倍以上)
2016 年度末における就労移行支援の利用者数	C	90人	2016 年度の実績
2020 年度末における就労移行支援の利用者数	D	134人	2020 年度の目標 (C の 2 割以上増)
		149%	C に対する増加率 (D/C×100)
■ 2017 (H29) 年度の一般就労の実績見込みは91人となっており、第4期計画の目標 (2017年度において74人) を達成する見込みとなっています。 ■ 2017 (H29) 年度末における就労移行支援の利用者見込み数は110人となっており、第4期計画の目標 (2017年度末の利用者数238人) を達成できない見込みとなっています。これは、新規の事業所も増えてはいるものの、利用者見込み数を大きく下回る定員数 (2017年12月1日現在で、指定事業所10・定員合計143人) に止まっていることなどが原因と考えられます。 ■ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が、2017 (H29) 年度末見込みで全体の5割 (10事業所中5事業所) となっており、第4期計画の目標 (2017年度末までに5割以上) を達成する見込みとなっています。 ■ 就労移行支援、就労継続支援のサービスを中心に、関係機関との連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。 ■ 事業所への集団指導などを通して、目標就労移行率の周知に努め、就労移行の促進を図ります。			

※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

※この場合の「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所を指します。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ① 2020（H32）年度末までに、児童発達支援センターについて、市内に少なくとも1カ所以上を整備。
- ② 2020（H32）年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ③ 2020（H32）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、市内に少なくとも1カ所以上を確保。
- ④ 2018（H30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、市内又は圏域に設置。

久留米市の目標

① 児童発達支援センターの適正な運営に係る支援

- *児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターについて、確保済（2カ所）。
- *児童発達支援は、それまで障害種別ごとに分かれていた障害児に対する通所サービスについて、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化された際に創設された通所サービス。児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があり、どちらも通所サービスを利用する障害児やその家族に対する支援を行うが、センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

② 保育所等訪問支援事業所の適正な運営に係る支援

- *保育所等訪問支援事業所について、確保済（2カ所）。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適正な運営に係る支援

- *主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、確保済（各3カ所）。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の継続的かつ効果的な運営

- *協議の場について設置済。
- *「重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議」

【目的】

医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。

【構成】

市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等

第2章 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策を定めます。

1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等

(1) サービスの概要

サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス〔介護給付〕	
生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス〔訓練等給付〕	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

サービス名		内容
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
居住系サービス		
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、利用者への相談支援を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
相談支援		
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域 相談支援	地域 移行 支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	地域 定着 支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

サービス名	内容
障害児通所支援	
児童発達支援	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児コーディネーター	医療的ケアが必要な障害児が、地域生活において必要となる関連分野の支援の調整を行います。

(2) 第4期計画期間中の実績

第4期計画期間中の障害福祉サービスの実績は、次のとおりです。

区分	サービス名	単位	2015(H27)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度		
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込	
訪問系	訪問系サービス 合計	時間	20,839	18,755	23,651	18,977	26,909	19,364	
		人	722	729	807	745	889	792	
	居宅介護	時間	12,598	11,562	13,732	11,759	14,968	11,938	
		人	604	621	658	638	717	681	
	重度訪問介護	時間	6,490	5,909	7,788	5,962	9,346	5,968	
		人	35	32	42	31	50	67	
	同行援護	時間	1,233	959	1,467	923	1,746	1,084	
		人	64	61	76	63	91	67	
	行動援護	時間	518	325	664	333	849	374	
		人	19	15	25	13	31	13	
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	
		人	0	0	0	0	0	0	
	日中活動系（介護給付）	生活介護	人日	14,552	13,965	15,571	14,188	16,661	14,662
			人	728	705	779	721	833	739
療養介護		人	96	93	100	94	105	97	
		短期入所 合計	人日	561	465	620	485	693	493
人			117	105	129	111	144	122	
(福祉型)		人日	432	389	448	398	464	391	
		人	90	87	93	91	97	98	
(医療型)		人日	129	76	172	87	229	102	
		人	27	18	36	20	47	24	
日中活動系（訓練等給付）		自立訓練（機能訓練）	人日	197	105	225	101	257	48
	人		13	11	14	7	16	3	
	自立訓練（生活訓練）	人日	577	619	629	676	686	501	
		人	38	41	42	40	45	29	
	宿泊型自立訓練	人日	378	372	408	263	441	297	
		人	16	16	17	11	19	13	
	就労移行支援	人日	2,897	2,190	3,528	1,482	4,297	1,868	
		人	161	125	196	90	238	110	
	就労継続支援（A型）	人日	5,541	5,938	6,988	6,979	8,813	7,975	
		人	286	310	361	368	455	411	
	就労継続支援（B型）	人日	7,631	7,797	8,571	9,246	9,627	9,800	
		人	428	478	481	576	540	601	
居住系	共同生活援助	人	238	235	274	248	315	301	
	施設入所支援	人	362	367	359	366	355	364	
相談支援	計画相談支援	人	2,746	1,667	2,894	2,036	3,042	2,236	
	地域相談支援（地域移行）	人	15	4	15	5	15	6	
	地域相談支援（地域定着）	人	15	5	15	8	15	10	

区分	サービス名	単位	2015(H27)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度		
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込	
通所支援	児童発達支援	時間	749	705	786	740	826	1,082	
		人	70	74	74	74	78	105	
	放課後等デイサービス	時間	1,831	2,705	2,380	4,205	3,094	5,962	
		人	222	234	289	337	376	433	
	保育所等訪問支援	時間	1	32	1	50	1	54	
		人	1	17	1	26	1	31	
	医療型児童発達支援	時間	0	0	22	0	44	0	
		人	0	0	1	0	2	0	
	相談支援	障害児相談支援	人	432	182	476	306	520	396

(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	12,296 時間 735 人	12,665 時間 794 人	13,045 時間 858 人
推計の考え方	居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。第4期計画期間中の傾向や、障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。それにつれて、利用時間も増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。 ■ホームヘルパーの養成・確保について、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。 ■ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を勧奨し、質の高いサービスの確保に努めます。 		

サービス名	重度訪問介護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数はほぼ一定である一方、利用時間数は一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	6,266 時間 32 人	6,580 時間 32 人	6,909 時間 33 人
推計の考え方	利用者が30人程度と少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。第4期計画期間中の傾向や、利用要件が拡大（平成30年度から入院時の病室での利用可能）されたことも踏まえて、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

サービス名	同行援護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加している一方、利用時間数も、一旦は平成28年度に減少するものの一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	1,236 時間 76 人	1,409 時間 87 人	1,606 時間 99 人
推計の考え方	視覚障害者数の推移を踏まえると、今後は比較的落ち着いた伸びを見せるものと考えられます。		

確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。
----------	------------------

サービス名	行動援護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。 本サービスは、対応できる事業所が限られている（現在、市内に3事業所のみ）ため、その利用枠で利用量が頭打ちになっている可能性も考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	411時間 15人	452時間 18人	497時間 20人
推計の考え方	対応できる事業所、ヘルパーの増加を図り、利用者の増加につなげていきます。		
確保のための方策	■平成27年度の報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の修了者の配置が、施設入所支援、短期入所、共同生活援助及び障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件とされたことを受け、様々な形で研修等が行われていますが、それらを通じ強度行動障害に対する理解を促し、事業所の確保に努めます。		

サービス名	重度障害者等包括支援		
実績と現状	第4期計画の見込みのとおり利用者はいない状況です。 また、市内に同サービスを提供する事業所はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
推計の考え方	サービス提供を行える要件が厳しいなどの理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません（平成29年度現在で、九州で3事業所）。既存のサービスを組み合わせることで対応していきます。		
確保のための方策	■希望する事業者へは、指定基準等の情報提供を行っていきます。		

(3-2-①) 日中活動系サービス〔介護給付〕

サービス名	生活介護		
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る利用者数で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用日数及び利用者数ともに一貫して増加しています。 施設入所者の利用がほぼ横ばいという中での増加であることから、それ以外の利用者が増加しているものと考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	15,102人日 761人	15,555人日 784人	16,021人日 807人

推計の考え方	第4期計画期間中の傾向や、障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。それにつれて、利用時間も増加していくものと見込みます。
確保のための方策	■利用者の多くは入所施設での実施ですが、それ以外での事業所数が増えている状況です。現在の定員数でも第5期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、市の中央部など地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。

サービス名	療養介護		
実績と現状	第4期計画期間中の見込量をわずかに下回る利用者数で推移しています。 医療的ケアに加え、常時の介護を要する特に重度の方が対象となっているため、大きな利用者の増減はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	100人	103人	106人
推計の考え方	市内では「ゆうかり医療療育センター」のみで実施しています。今後も大きな増減は考えにくいと見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、サービスの提供につなげていきます。事業所数に限りがあるため、市外の事業所の活用も含めて提供体制の確保に努めます。		

サービス名	短期入所		
実績と現状	福祉型については、第4期計画期間中の見込量と同程度（利用日数は少し下回る）で推移する一方、医療型については大きく下回る利用者数で推移しています。 各年度の実績の比較では、福祉型は微増程度で推移する一方、医療型については一貫して増加しています。 自立した生活の慣らしの場として、また、介護者の負担軽減のため重要な機能を果たしていると考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	507人日	521人日	535人日
	(福祉型) 395人日	(福祉型) 399人日	(福祉型) 403人日
	(医療型) 112人日	(医療型) 122人日	(医療型) 132人日
	128人	134人	140人
(福祉型) 100人	(福祉型) 102人	(福祉型) 104人	
(医療型) 28人	(医療型) 32人	(医療型) 36人	
推計の考え方	第4期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大きくなっています。定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます（福祉型）。 ■受け入れができる施設に限られるため、定員の確保が課題です。市外施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます（医療型）。		

(3-2-②) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

サービス名	自立訓練（機能訓練）		
実績と現状	<p>計画期間を通して、見込みを大きく下回る状態が続いています。 各年度の実績の比較でも、減少傾向で推移しており、特に平成 29 年度は利用日数・利用人数ともに前年度の半数以下になる見込みとなっています。 ただし、利用人数が 1 桁台であるなど、数人の利用の中止が大きく影響しているものと考えられます。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	35 人日 2 人	26 人日 2 人	19 人日 1 人
推計の考え方	<p>利用者が 1 桁台と極端に少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。市内には事業所が無いなど、大幅な利用希望者の増加は見込めないと考えられます。</p>		
確保のための方策	<p>■現在、自立訓練（機能訓練）を提供する指定事業所は、市内にありません。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。</p>		

サービス名	自立訓練（生活訓練）		
実績と現状	<p>計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移していましたが、平成 29 年度は急激に減少する見込みです。 各年度の実績の比較でも、増加傾向にあったものの、平成 29 年度が前年度の 70%程度となる見込みです。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	491 人日 28 人	481 人日 27 人	471 人日 27 人
推計の考え方	<p>本サービスは、訓練を目的としているため、標準期間（24 月）が設定されています。そのため、一定期間の経過により利用者の入れ替わりが生じます。障害者数の推移等を勘案すると、微減程度で推移していくものと考えられます。</p>		
確保のための方策	<p>■計画期間中の需要を十分に満たしています。今後は、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。</p>		

サービス名	宿泊型自立訓練		
実績と現状	<p>現在、1 事業所のみでのサービス提供です。精神科病院系の運営主体によって運営されており、入院患者の地域生活復帰のための訓練の場となっていますが、利用者は横ばいです。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	300 人日 13 人	303 人日 13 人	306 人日 13 人
推計の考え方	<p>事業所数が限られていることから、横ばいで推移するものと見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■短期入所、共同生活援助など、類似のサービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。</p>		

サービス名	就労移行支援		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく下回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、平成 28 年度で一旦減少したものの、再び増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	1,962 人日 117 人	2,060 人日 125 人	2,163 人日 134 人
推計の考え方	障害者の経済的自立を支える就労、なかでも一般就労移行の根幹となる事業です。国の指針により、利用者数を平成 28 年度末の利用者（90 人）から 2 割以上増加することとされています。本市では、過去の実績を考慮して 134 人を目標として利用促進を図っていきます。		
確保のための方策	■現在、市内の利用定員は 143 人となっておりますが、市外在住者の利用もある中、定員に十分な余裕がある状態ではありません。事業者への呼びかけを行うとともに、施設整備補助などを活用しながら、事業所の整備促進を図っていく必要があります。		

サービス名	就労継続支援（A型）		
実績と現状	計画期間を通して、見込みとほぼ同程度で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	8,773 人日 448 人	9,299 人日 475 人	9,578 人日 489 人
推計の考え方	過去の実績の伸び率を見ると、平成 24 年度から平成 27 年度の各前年度からの伸びは非常に大きくなっていましたが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。		
確保のための方策	■市内事業所は比較的順調に整備が進んでおり、市内の利用定員は現在 523 人となっています。今後の事業所の開所状況を見ながら、整備促進の可否を判断する必要があります。		

サービス名	就労継続支援（B型）		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく上回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	10,290 人日 619 人	10,598 人日 632 人	10,704 人日 638 人
推計の考え方	就労移行支援を利用しても、企業等や就労継続支援 A 型の雇用につながらなかった人の受け皿となるなど、多くの人々が利用しやすいサービスとなっておりますが、利用者の伸びは鈍化傾向にあります。		
確保のための方策	■現在市内の利用定員は 595 人。比較的順調に事業所数が増加しておりますが、近年は落ち着いています。見込量との比較でいくと、期間中に不足が生じることとなるので、今後事業所数の動向を踏まえて対策が必要となる可能性もあります。		

サービス名	就労定着支援		
実績と現状	平成 30 年度の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	90 人	90 人	90 人
推計の考え方	平成 29 年度に就労移行支援を利用後に一般就労へと移行した実績見込みを踏まえ、同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

(3-3) 居住系サービス

サービス名	自立生活援助		
実績と現状	平成 30 年度の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	20 人	20 人	20 人
推計の考え方	平成 29 年度の地域定着支援事業の実績見込み値と同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

サービス名	共同生活援助（グループホーム）		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを少し下回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	331 人	364 人	400 人
推計の考え方	地域共生社会の推進に伴う、障害者施設からの地域移行等の受け皿として、大きな期待が寄せられています。こうした中、施設整備も着実に進んでおり、今後も利用は増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	■グループホームの利用は、施設整備が進むことで増加する面もあるため、施設整備補助などの活用により事業所の整備を促進していきます。		

サービス	施設入所支援		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して同水準となっており、国の方針を受けて、入所者数の削減に努めてきましたが、目標を達成できていません。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	362 人	360 人	358 人
推計の考え方	国の示す方針を踏まえ、平成 28 年度末の利用者（366 人）から 2%の削減を目標とします。		

確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、真に必要としている方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるよう努めていきます。 ■耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。
----------	--

(3-4) 相談支援

サービス名	計画相談支援		
実績と現状	平成 27 年度からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務づけられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量	2018年度	2019年度	2020年度
	2,416 人	2,566 人	2,686 人
推計の考え方	居宅・通所系のサービスの多くは、毎年更新手続きを行う必要があるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。従来は、セルフプランによる対応も多くみられましたが、相談支援専門員へ様々な支援等を通じ、計画相談支援へと切り替えていく必要があり、今後も少しずつ増加し、その後は同水準で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■現在 26 か所の事業所が市内にありますが、本市のサービス受給者数を勘案するとまだ不足しているものと考えられます。そのため、社会福祉法人などに事業所の開設を勧奨するとともに、相談支援専門員を養成するための研修を紹介するなどしてサービスの確保を図っていきます。		

サービス名	地域移行支援		
実績と現状	地域移行は進んでいるものと考えられますが、サービスの利用は伸びていない状況です。		
サービス見込量	2018年度	2019年度	2020年度
	12 人	13 人	14 人
推計の考え方	障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行をサポートしていくための重要なサービスです。国の指針により、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%(33 人)を地域生活へ移行とされていますので、これらの方々の利用を見込みます。		
確保のための方策	■施設からの退所や病院からの退院の際に、相談支援事業所につなぐことができるよう、制度や事業所の周知に努めていきます。		

サービス名	地域定着支援		
実績と現状	地域での生活を行う方は増えていると考えられますが、サービスの利用は伸びていない状況です。		
サービス見込量	2018年度	2019年度	2020年度
	15 人	17 人	19 人
推計の考え方	地域生活への移行後の生活をサポートしていくための重要なサービスです。地域移行者が利用するものとして見込みます。		
確保のための方策	■地域移行支援と同様に取り組みます。		

(3-5) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援		
実績と現状	<p>計画期間を通し、見込みを少し下回る状態で推移していましたが、平成 28 年度に急増し、見込みを上回っています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあり、特に平成 28 年度の伸びは非常に大きいものがあるますが、これは、過去の請求漏れ分が計上されたものなど、単純な増加によるものではないなど、正確に要因を分析する必要があります。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	1,233 人日 121 人	1,357 人日 135 人	1,424 人日 143 人
推計の考え方	第 4 期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、一定のサービスの内容・質の確保に努めていきます。		

サービス名	放課後等デイサービス		
実績と現状	<p>計画期間を通し、見込みを大きく上回る状態で推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	7,870 人日 524 人	9,523 人日 598 人	10,570 人日 640 人
推計の考え方	<p>過去の実績の伸び率を見ると、平成 24 年度から平成 27 年度の各前年度からの伸びは非常に大きくなっていましたが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。</p>		
確保のための方策	■現在市内 35 か所の事業所が存在します。事業所の指定は福岡県となっておりますが、関係機関、法人等の調整を図りながら整備の促進を図っていきます。		

サービス名	保育所等訪問支援		
実績と現状	<p>計画期間を通し、見込みを大きく上回る状態で推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。</p>		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	58 人日 35 人	60 人日 39 人	61 人日 41 人
推計の考え方	<p>平成 27 年度に急激に増加した後、微増で推移していますが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。</p>		
確保のための方策	■事業所の指定は福岡県となっておりますが、利用者の動向を見極めた上で、関係機関、法人等の調整を図っていきます。		

サービス名	居宅訪問型児童発達支援		
実績と現状	平成 30 年度の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	20 人日 10 人	20 人日 10 人	20 人日 10 人
推計の考え方	対象者及び指定事業所が限られることから、大幅な利用増等は見込めず、実態に準じた値で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

サービス	医療型児童発達支援		
実績と現状	現時点では利用実績はありません。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	0 人日 0 人	4 人日 1 人	8 人日 2 人
推計の考え方	事業所が県内でも 2 か所（福岡市中央区・南区）のみです。発達支援に加え、治療を必要とする児童が対象となりますので、遠方への通所は負担が大きいため、利用者の大きな増加は考えにくいと思われませんが、事業の認知が高まるにつれて、若干名の利用が生じると見込みます。		
確保のための方策	■利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。		

(3-6) 障害児相談支援

サービス	障害児相談支援		
実績と現状	平成 27 年度からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務付けられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	2018年度	2019年度	2020年度
	456 人	496 人	526 人
推計の考え方	居宅・通所系のサービスの多くは、毎年更新手続きを行う必要があるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。従来は、セルフプランによる対応も多くみられましたが、相談支援専門員へ様々な支援等を通じ、計画相談支援へと切り替えていく必要があり、今後も少しずつ増加し、その後は同水準で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■計画相談支援と同様に取り組みます。		

(3-7) 医療的ケア児コーディネーター

サービス	医療的ケア児コーディネーター		
実績と現状	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを設置し、必要な相談支援・障害福祉サービス等の調整などを実施しています。		
配置人数	2018年度	2019年度	2020年度
	2人	2人	2人
推計の考え方	医療的ケア児の生活の難しさや家族の介護負担等を考慮すると、本事業の重要性は高い一方、コーディネーターとして幅広い知識や経験が求められ、2017（H29）年度に配置しているコーディネーターを軸として、今後も事業を推進していきます。		
確保のための方策	■各種研修等を通じて、コーディネーターの養成・確保に努めます。		

2. 地域生活支援事業

(1) サービスの概要

《必須事業》

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用(登記手数料、鑑定費用など)や後見人などの報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とするものです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ（人工肛門等）装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。
Ⅰ型	○専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
Ⅱ型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているもの。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。
障害児等療育支援事業	障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な広域調整や、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制構築等を進めます。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行います。

《その他の事業（任意事業）》

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業・ 障害児タイムケア事業	<p>日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。</p> <p>障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的訓練を行う事業です。</p>
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

(2) 第4期計画期間中の実績

第4期計画期間中の地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

区分	サービス名	2015(H27)年度		2016(H28)年度		2017(H29)年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
必須事業	理解促進・研修事業	有	有	有	有	有	有
	自発的活動支援事業	無	無	有	無	有	無
	相談支援事業						
	障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	4箇所	2箇所	4箇所
	基幹相談支援センター	無	無	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	2人	0人	3人	1人	4人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	無
	意思疎通支援事業						
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	510件	480件	540件	547件	570件	520件
	重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	有
	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	40件	30件	40件	80件	40件	30件
	意思疎通支援者養成事業						
	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	4講座 80人	3講座 31人	4講座 80人	5講座 44人	4講座 80人	3講座 31人
	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	12人	24人	12人	14人	12人	15人
	日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	32件	20件	35件	17件	38件	15件
	自立生活支援用具	82件	73件	85件	83件	88件	80件
	在宅療養等支援用具	49件	42件	52件	62件	55件	50件
	情報・意思疎通支援用具	92件	53件	95件	80件	98件	65件
	排泄管理支援用具	7,152件	5,159件	8,153件	5,169件	9,294件	5,180件
	居宅生活動作補助用具	13件	5件	14件	12件	15件	10件
	移動支援事業	2,961時間 218人	3,018時間 243人	2,961時間 218人	3,074時間 263人	2,961時間 260人	2,833時間 260人
	地域活動支援センター事業						
	基礎の事業	14箇所 95人	14箇所 121人	15箇所 105人	13箇所 113人	15箇所 105人	12箇所 109人
機能強化事業Ⅰ型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
機能強化事業Ⅱ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
機能強化事業Ⅲ型	12(2)箇所	10(2)箇所	13(2)箇所	9(2)箇所	13(2)箇所	8(2)箇所	
任意事業	障害児療育支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	訪問入浴サービス事業	32人	25人	37人	26人	43人	32人
	日中一時支援事業						
	日中一時支援	480人日 141人	223人日 90人	475人日 139人	159人日 64人	471人日 138人	141人日 52人
	障害児タイムケア	476人日 77人	398人日 53人	476人日 77人	335人日 49人	476人日 77人	338人日 52人
	社会参加促進事業						
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	8事業 588人	9事業 573人	9事業 662人	9事業 601人	9事業 662人	8事業 570人
福祉ホーム事業	2人	2人	2人	1人	2人	0人	

(3) 各サービスの現状と見込み

《必須事業》

(3-1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	理解促進研修・啓発事業		
実績と現状	本市においては従前から実施していた「障害者問題啓発事業」を本事業と位置づけ、障害者団体等が実施する啓発活動への補助を通じて、理解促進・啓発に取り組んでいます。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	有	有	有
推計の考え方	毎年、4件程度の事業へ補助を実施しています。今後も同様に取り組んでいく予定です。事業の効果について検証が必要であると考えます。		
確保のための方策	■現在の支援の形態にとらわれず、より効果的な方法を検討していく必要があると考えられます。		

(3-2) 自発的活動支援事業

事業名	自発的活動支援事業		
実績と現状	地域生活支援事業の必須事業とされていますが、現時点では、本市では実施の実績がありません。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	無	無	有
推計の考え方	障害者福祉においても市民との協働を進めていく必要があります。市民のインフォーマルな活動への支援について、その手段を検討し、計画期間内の実施を図ります。		
確保のための方策	■市民活動を支援する他部局の所管する補助を活用した事業などについて、本事業への位置づけの可否について検討します。		

(3-3) 相談支援事業

事業名	障害者相談支援事業		
実績と現状	現在、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所と連携しながら各種相談に対応している状況です。		
実施箇所数	2018年度	2019年度	2020年度
	4箇所	4箇所	4箇所
推計の考え方	指定相談支援事業が増加している中で、委託相談支援事業について、各機関と調整しながらの進めていく必要があります。		
確保のための方策	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		

事業名	基幹相談支援センター
------------	-------------------

実績と現状	現在、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所ほか関連機関と連携しながら各種相談に対応している状況です。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	有	有	有
推計の考え方	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		
確保のための方策	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		

事業名	市町村相談支援機能強化事業		
実績と現状	委託相談支援事業について、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応のため、専門職の配置を行っています。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	有	有	有
推計の考え方	委託相談支援事業所の今後の役割を考慮すると、困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられます。引き続き現体制を維持します。		
確保のための方策	■相談支援事業の委託の仕様として、今後も継続していきます。		

事業名	居住入居等支援（居住サポート）事業		
実績と現状	相談支援事業の委託にあわせて実施しています。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	有	有	有
推計の考え方	障害者の地域移行を進める上で、居住の場の確保は重大な課題となります。相談件数は、年度間に増減があるものの、需要は高いと考えます。		
確保のための方策	■障害福祉サービスの地域相談支援と重なる部分もありますが、当面は現在の体制を維持していきます。		

(3-4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	成年後見制度利用支援事業		
実績と現状	平成28年度から利用対象の拡大等を行い、利用が増えている状況です。		
利用者数	2018年度	2019年度	2020年度
	6人	7人	8人
推計の考え方	今後、毎年1件程度の利用者増加を見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、必要としている人へサービスの提供を行います。		

(3-5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	成年後見制度法人後見支援事業		
実績と現状	地域生活支援事業の必須事業と位置づけられていますが、現在のところ、本市では実施実績がありません。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	無	無	有
推計の考え方	知的障害者・精神障害者が安心して自立した生活を送るために、法人後見等の権利擁護の体制を整えていく必要があります。		
確保のための方策	■事業の性質として高齢者を対象とする事業と重なる部分が大いと考えられます。高齢者福祉を所管する部局が実施する事業への参加等、効果的・効率的な方法を検討し、計画期間中の実施を目指します。		

(3-6) 意思疎通支援事業

事業名	手話通訳者設置事業		
実績と現状	市の障害者福祉課窓口到手話通訳者2名を設置し、市の窓口での各種手続きにおける意思疎通を支援します。		
設置者数	2018年度	2019年度	2020年度
	2人	2人	2人
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

事業名	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
実績と現状	病院や他の官公庁などでの手続きの意思疎通を支援するため、依頼に基づき、手話通訳者を派遣しています。また、講演会などに手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	550件	570件	590件
推計の考え方	年度間での多少の増減はあるものの、増加傾向にあり、障害者差別解消法の施行に伴い、今後も、講演会等での需要が増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催することで、人材確保及び育成等に努めます。		

事業名	重度障害者コミュニケーション支援事業		
実績と現状	言語機能障害等により意思疎通に困難がある重度障害者について、入院時における意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣するものです。毎年数件の利用がされています。		
実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
	有	有	有

推計の考え方	件数は多くありませんが、毎年利用実績があがっており、一定の需要があります。今後も継続して実施する予定です。
確保のための方策	■ヘルパー事業所等へ制度の周知を図り、コミュニケーション支援員の確保を図ります。

事業名	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業		
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度から、本市域内の利用者への支援を実施しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	30 件	30 件	30 件
推計の考え方	現在、利用の登録がなされているのは 3 名です。事業の内容から極端な増減は考えにくく、過去の実績を踏まえ必要量を見込みます。		
確保のための方策	■盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業への参加を奨励し、通訳介助員の確保を図っていきます。		

(3-7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業		
実績と現状	開催講座数、参加者ともに目標に達していません。手話通訳者は不足していると考えられることから、より一層の利用促進を図る必要があります。		
講座数及び 講習修了者数	2018年度	2019年度	2020年度
	3 講座	3 講座	3 講座
	40 人	40 人	40 人
推計の考え方	開催回数および参加者は過去の実績を踏まえて目標を設定します。		
確保のための方策	■広報紙などを活用して、講座開催の周知を行うとともに、利用しやすい開催日時・開催会場を選定し、参加者の増加を図ります。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業		
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度から、本市域内の利用者への支援を実施しています。		
講習修了者数	2018年度	2019年度	2020年度
	20 人	20 人	20 人
推計の考え方	県の介助員登録者のうち約 8 割が本市でも登録されています。県の実施する養成講座の終了者の 8 割が本市でも登録するものとして見込みます。		
確保のための方策	■専門性の高い研修となるため、本市単独で実施することは非効率と考えられます。県の実施する講座への参加を通じて、通訳・介助員の養成体制確保を図ります。		

(3-8) 日常生活用具給付等事業

事業名	介護・訓練支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	18件	18件	18件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	自立生活支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	80件	80件	80件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	在宅療養等支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	55件	55件	55件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	情報・意思疎通支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	70件	70件	70件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	排泄管理支援用具		
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	5,200件	5,200件	5,200件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	居宅生活動作補助用具		
実績と現状	第4期計画期間中は、年度により増減はあるものの、ほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	2018年度	2019年度	2020年度
	10件	10件	10件
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

(3-9) 移動支援事業

事業名	移動支援事業		
実績と現状	第4期計画期間中は、年度により増減はあるものの、ほぼ同水準で推移しています。		
サービス見込量 (年間総数)	2018年度	2019年度	2020年度
	3,180時間 265人	3,240時間 270人	3,300時間 275人
推計の考え方	実績として微減となっていますが、制度移行後まだ期間が短いため、この後の推移が不明です。そのため、現在の状態が続くものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

(3-10) 地域活動支援センター事業

事業名	地域活動支援センター事業 基礎的事業		
実績と現状	現在、I型が2か所、Ⅲ型が8か所、その他市外に2事業所があります。それぞれ運営費の中で大きく占めるのが、基礎的事業費になります。		
実施箇所数 及び利用者数	2018年度	2019年度	2020年度
	12箇所 110人	12箇所 110人	12箇所 110人

推計の考え方	大きな動きはなく、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。
確保のための方策	■関係団体等の動向を見極めながら、対応していきます。

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 I型		
実績と現状	「のぞえの杜」、「ピアくるめ」に委託して実施中です。		
実施箇所数	2018年度	2019年度	2020年度
	2箇所	2箇所	2箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持します。		
確保のための方策	■今後も委託継続していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 II型		
実績と現状	市内に事業所はありません。		
実施箇所数	2018年度	2019年度	2020年度
	0箇所	0箇所	0箇所
推計の考え方	日中活動系事業所の増加により、本市での必要性は低くなっています。		
確保のための方策	■上記理由により本市での実施は予定していません。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 III型		
実績と現状	第4期計画期間中には共同作業所からⅢ型事業所への移行がありました が、Ⅲ型事業所から障害福祉サービス事業所への移行などもあり、利用は ほぼ横ばいです。		
実施箇所数 ※市外の事業所（うきは市、小郡市）を含む。	2018年度	2019年度	2020年度
	8(2)箇所	8(2)箇所	8(2)箇所
推計の考え方	現在、市内のⅢ型事業所は、8か所です。なお、大きな動きはなく、ほ ぼ横ばいで推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■日中活動系の事業所の増加を踏まえ、補助の必要性を判断する必要があります。		

(3-11) 障害児療育支援事業

事業名	障害児等療育支援事業		
実績と現状	現状では実施箇所は1箇所のみです。		
実施箇所数	2018年度	2019年度	2020年度

	1箇所	1箇所	1箇所
推計の考え方	事業所数・利用者数ともに大幅に増える見込みはないと見込みます。		
確保のための方策	■利用ニーズを見極めながら、関係機関、法人等の調整を図り、対応していきます。		

(3-12) 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

事業名	地域生活支援広域調整会議等事業		
実績と現状	「精神保健福祉関係機関連絡会議」における精神障害者の地域移行支援の充実に向けた取り組みや、「障害者地域生活支援協議会」における障害者等への支援体制の整備等についての協議を行ってきました。今後も、国の動向や地域ニーズを踏まえながら、取り組んでいく必要があります。		
開催回数	2018年度	2019年度	2020年度
	1回	1回	1回
推計の考え方	これまでの実績等を踏まえ、今後も同程度の開催を見込みます。		
確保のための方策	■両会議及び関係機関や関係部局との連携を強化し、確実な実施に努めます。		

《その他の事業（任意事業）》

(3-13) 訪問入浴サービス事業

事業名	訪問入浴サービス事業		
実績と現状	増加傾向にはありますが、見込みを下回る状態で推移しています。		
サービス見込量	2018年度	2019年度	2020年度
	35人	38人	41人
推計の考え方	移動入浴車両の派遣により、在宅の重度身体障害者の入浴を支援します。これまでの実績から、毎年3人の増加を見込みます。		
確保のための方策	■サービスを提供できる事業者が限られているため、介護保険事業所等に制度の周知と事業内容の説明を行い、サービスの確保に努めます。		

(3-14) 日中一時支援事業

事業名	日中一時支援型		
実績と現状	類似サービスの「放課後等デイサービス」の浸透が進み、そちらへ利用者が流れている関係で、微減傾向が続いています。		
サービス見込量	2018年度	2019年度	2020年度

	150 人日	144 人日	138 人日
	50 人	48 人	46 人
推計の考え方	今後、放課後等デイサービス事業は伸びていくことが見込まれ、それに伴い本事業の微減傾向が引き続き続いていくものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

事業名	障害児タイムケア型		
実績と現状	障害児の学童保育です。特別支援学校や市立中学校の空き教室で実施しています。基本的に定員一杯で推移していますが、実施箇所について近年は増減がなく、一定の水準で推移しています。		
	2018年度	2019年度	2020年度
サービス見込量	385 人日	385 人日	385 人日
	55 人	55 人	55 人
推計の考え方	今後、事業所数の大幅な増加は見込まれないため、人員・利用量ともに大きな変動はないものと考えます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスでの対応が可能となるため、同サービスと合わせて提供体制を整えていきます。		

(3-15) 社会参加促進事業

事業名	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
実績と現状	利用者数が伸び悩んでいます。新規の参加者の獲得が課題と考えられます。		
	2018年度	2019年度	2020年度
事業数及び参加者	8 事業 600 人	8 事業 600 人	8 事業 600 人
推計の考え方	スポーツ大会については、開催回数の増加について検討していきます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討する必要があります。 ■一般市民対象のスポーツ・レクリエーション教室への障害者の参加のために、啓発活動を進めます。 		

事業名	福祉ホーム事業		
実績と現状	平成 26 年度に新規の利用者が追加され 2 名となりましたが、施設自体が少ないため、大きな利用の増加はありません。		
	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	1 人	1 人	1 人

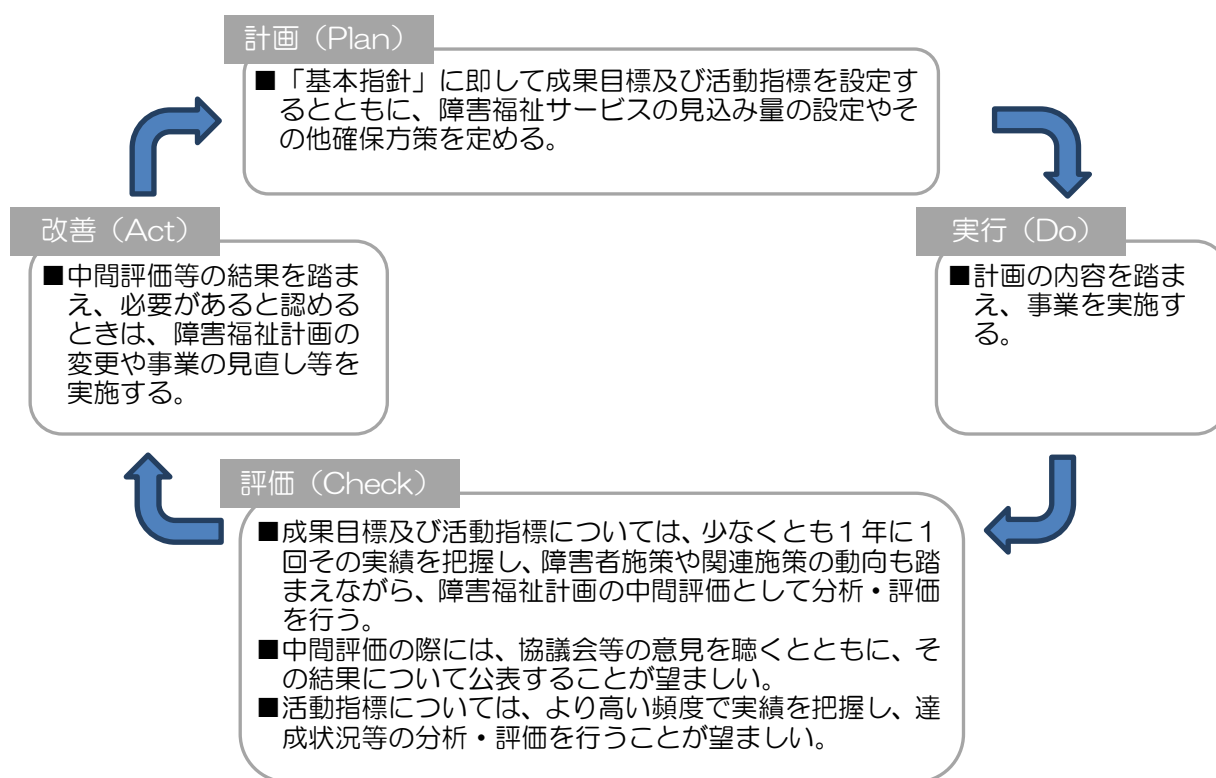
推計の考え方	<p>旧体系のサービスであった福祉ホームについては、新規に整備されることはほとんどなく、現在は、同様のサービスであるグループホームの利用が主流となっています。今後も同様の傾向が続くものと考えられるため、現状のままと見込みます。</p>
確保のための方策	<p>■市内には事業所がないため、利用を希望される方には市外の事業所を活用し、サービスの提供を確保していきます。</p>

第3部 計画の進行管理

1. PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（PDCAサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉



2. 本市における進行管理

本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「久留米市障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、同協議会において、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正や社会状況の変化なども注視しながら、必要に応じ計画見直しの検討も行います。

なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。